

総務文教常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和4年8月9日（火）午後1時25分～午後5時21分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 高山敏也委員長、山宮敏夫副委員長、金子浩隆、青木一郎、戸部 博、
星野佐善太 各委員
- 4 事務局 原事務局長、田村次長兼庶務係長
- 5 当 局 安藤総務部長、栗原秘書課長、織田澤総務課長、地野地域安全課長、
星野企画政策課長、村田財政課長
北澤教育部長、横山教育総務課長、角田学校教育課長
- 6 傍 聴 者 1名（大東議員）
- 7 会議概要

(1) 開 会（司会：田村）

(2) 委員長あいさつ（高山委員長）

本日は常任委員会の研修ということで、午前中に沼田市青少年育成相談センターの武井所長にお越しいただき、大変意味のある講演をしていただいたと思う。我々の委員会を今後進めるに当たり、大きな勉強になったと思うので、今後の委員会の方に役に立てていきたいと思う。

また、今日は折しも長崎に原爆を落とされたということで、我々も末端の議員ということで政治を担っている部分もあるので、是非その点を心に留めながら進めたいと思う。

(3) 議 事（進行：高山委員長）

ア 総務部各課・会計局・監査委員事務局の所管・調査事項報告

①秘書課

委員長：今回は、総務部から報告を求めたいと思う。

最初に、秘書課長、お願いします。

秘書課長：それでは、秘書課の所管事項についてご報告する。

1、市長とふらっとトークの開始についてご説明する。

本事業については、あらかじめ公募した市民等のグループと市長が気軽に意見交換することで、市民には市政を身近に感じていただき、市長は、市民の声を直接お聞きして市政運営の参考にすることを目的として、9月から新たに開始する事業である。

事業名のふらっとトークには、グループの仲間同士で気軽にふらっとお越しいただき、市長とフラットな立場で意見交換をしていただきたい、という意味を込めている。

参加の対象となる方は、市内にお住まい、お勤め、又は通学されている方で構成されるグループで、原則として3人から10人程度のグループを考えている。

トークの所要時間は概ね1時間とし、内容については、市政についてのご意見や本市で生活している中で普段感じていることなどについて、ざっくばらんに意見交換をしていただきたいと考えている。

参加者の募集については、広報ぬまた9月号において事業の告知と参加者募集を開始し、併せて市のホームページやフェイスブックなどの各SNSなどにより周知いたしたいと考えている。

秘書課からの報告は以上である。よろしくお願いします。

委員長：秘書課の方から、市長とふらっとトークの開始について報告があったが、質疑を

受けたいと思う。挙手の上お願いする。

星野委員。

星野委員：意味は分かった。会場については、個人の家なのか、地区の公民館とかなのか。

秘書課長：ただいまの星野委員のご質疑にお答え申し上げます。

会場については、原則として市役所内の会議室を予定しているが、応募される時にご希望によって地区の公民館であるとか、応募された方でご用意いただく会場に出向くことも考えている。

星野委員：了解した。結構である。

委員長：ほかに。

戸部委員。

戸部委員：秘書課長に聞きたいが、これはどのくらいの回数であるのか。月に1回とか2回とか、その募集によって何回もやるのか、その辺をちょっと教えていただきたい。

秘書課長：ただいまの戸部委員のご質疑にお答え申し上げます。

回数については、現時点では月何回とか何月に1回とかは定めていないが、これから募集をかけて応募していただいた状況を見ながら、あまり詰まっても駄目であるので、また逆もあるので、相談しながら開催したいと考えている。

戸部委員：募集がかなり多くなって、3人から10人程度でふらっとトークをやりたいとの話であるが、やはり人数が多くなればいろいろな団体があるわけなので、やはりそれを待っていて、順番に予約ではないが、あなたは何時頃にするかとか、そのような形の事を考えているのか教えていただきたい。

秘書課長：ただいまの戸部委員のご質疑にお答え申し上げます。

応募が多くなって詰まってしまったときの対応であるが、市長の予定もあるので、空いたところを詰めていくような形になるが、最初にご応募いただくときに希望される時期を伺いながらできればと考えているので、そこでうまく調整させていただきながらうまく割り振ればと考えている。

戸部委員：やはりそうすると、市長も忙しい方であるので、なかなかふらっとトークをやりたいのだが、時間が合わなくてできない人もいるのではないかと思うのであるが、その辺をある程度秘書課の方で調整みたいなものをしっかりしていただいて、できるだけ多くの人と市長とふらっとトークをしてもらいたいと思うのだが、そういう成果もしっかり見たいと思うのでその辺を最後に教えていただきたい。

秘書課長：ただいまの戸部委員のご質疑にお答え申し上げます。

原則、今の段階では、平日の日中ということで私どもも考えているが、相談していく中で、例えば夜であるとか、祝日であるとか、お休みの日であるとか、必要に応じて間を縫って行っていくことも応募状況によっては考えていかなければならないと考えている。

委員長：ほかに。

青木委員。

青木委員：1点お尋ねする。これは初めての試みであるのか。やりながら様子を見ていくというのは当然やむを得ないことだと思うのであるが、例えば本会議のようにライブ配信をすとか、そういうことを考えられているかどうかということと、出てくる方によってはどのようなふらっとトークをするのか分からないところであると思うが、そのときに例えば市長として答えられないことがあったりとか、その辺の対応はどうされるのかなど。想定できない部分であるが、そこについて

ちょっとお聞かせいただければと思う

秘書課長：ただいまの青木委員のご質疑にお答え申し上げます。

ふらっとク自体のライブ配信については、現在、考えていない。公表については、現在考えているのは、このような感じでふらっとクを開催した、というようなことをホームページに写真を載せてご紹介する程度の公開にしようかと考えている。

また、内容については、開催実施日を決定する際に事前にこちらから先方にご連絡をした際に話向きがどのような内容かというようなことを聞き、ある程度テーマを絞った形でできればと考えている。

また、市長として発言があるということについてであるが、そこで市長が何かしらの発言をされたとしても、すなわち即決定事項にはならない旨をあらかじめ参加者の方にはお話しさせていただいて、なるべくざっくばらんに話をできる場を作ればと考えている。

青木委員：承知した。

初めての試みであるので、本当にやってみないと分からないというところもあると思うが、このようなことをするということが自体が開かれた市政ということでもとても大事なことだと思うので、了解した。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようであるので、質疑を打ち切る。

それでは、秘書課について意見交換、又は次の調査事項等の意見交換を行いたいと思うので、意見のある方は挙手の上お願いします。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようであるので、秘書課を終了する。秘書課長、ご苦労様でした。

②総務課

委員長：次に、総務課に移る。総務課長、お願いします。

総務課長：総務課の所管事項について、1件ご報告申し上げます。

公金外現金の再点検結果についてであるが、今回の職員の不祥事を受け、お手元に配付した別紙一覧表のとおり、改めて公金外現金を取り扱う全165団体に対し、公金外現金の検査担当者である、各部長以下関係職員により、令和3年度以前、過去5年分を遡り関係書類について改めて再点検を実施させていただいた。

再点検の結果としては、私的流用、横領に発展するような疑わしきケースはなかった。

今回の不祥事を受け、今後については再発防止に向けた取組を改めて進めるとともに、各議員、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいりたいと考えている。

このたびはご迷惑とご心配をお掛けし、誠に申し訳ない。

総務課からの報告事項は以上である。

委員長：公金外現金の再点検結果について報告があった。質疑を受けたいと思うので、挙手の上お願いします。

金子委員：公金外現金の検査担当者ほか、出納保管責任者、それと出納取扱担当者により、相互けん制体制、出納簿などを再点検したということであるが、今回こういう事件が起きたというのは、相互けん制体制が取れてなかったということによるのか。今後、相互けん制体制をどのように再発防止に向けていくのかをまず教えていただきたいと思う。

それから2点目として、問題であった健康福祉部、15団体中16口座とあるが、この15団体16口座の会計を従前どおり市の職員が行っていくのか、その辺の体制も教えていただければと思う。

以上2点について願います。

総務課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答えする。

まず、相互けん制が取れていたかどうかということであるが、今回、結果としては組織の管理体制が甘かったということで、相互のけん制ができたかと言うところはできていなかったと認識している。

今後の対応については、7月下旬に総務部長から定例部長会議を通じて、再点検を依頼し今回の結果に至っているの、その結果内容についての改善事項、軽微な改善点等が内部的には出ているので、それも含めて今後速やかに改善をしていきたいと考えている。

健康福祉部についての今後の管理体制ということであるが、現在のところは特に健康福祉部の方からその点について職員が対応するかどうかについての連絡等は受けていないので、引き続き職員が対応していくというような形になるかと思う。ただ団体事務等の在り方については、今後職員がやむを得ない場合には公金外現金を取り扱うということになっているので、そういったことも踏まえて今後の在り方が必要な部分については検討していきたいと考えている。

金子委員：今、報告があった軽微な改善点、これを差し支えなければ教えていただきたいと思う。

それから、健康福祉部もそうであるが、この団体の会計を引き続き今までどおりの体制で行っていくということに関しては、私は疑問を感じる。やはり外部団体、今回事件が起こった団体についても監査という機能を有しているはずであるので、そこで会計処理はその団体において責任を持って行ってその団体において監査ができないのか、その点改善点として考えていないのか、その点を教えていただきたい。

総務課長：ただいまの再質疑にお答え申し上げます。

まず1点目の軽微な改善点についてであるが、これについては沼田市において公金外現金の取扱要領が内部規程であるので、今回それに基づいて全庁的にチェックを行っている。その中で、軽微な改善点は、速やかに改善するように担当課の方に指示を出しているの、令和4年度からはもう改善されるということになるが、主には保存年限の誤り、通常、内部規程では5年ということになっているが、この要領については平成29年に制定しているの、今回全庁的にチェックした中でやむを得ず3年ほどになっているところもあったので、令和4年度から間違いなく5年に変更させていただいている。

それと、決裁の伺い等について、本来決裁を上げる際には支出命令書等の伺いを上げるが、現金出納簿の方に確認の決裁印的な印鑑を押しているようなところもあった。これについては、決裁者としての確認は得ているが、組織的には改善すべき点ということで、速やかに改善するように指示を出している。

最後であるが、やはり金子委員がおっしゃるとおり、相互けん制体制についてはもう既に令和4年度からはこういったことがないように実施はしているが、今回の調査で令和3年以前に遡った時点で、令和3年度については既にこういった不祥事が生じているので、当時そういったケースがあったが、改めてけん制体制の確認ということで改めて全庁的に指示を出し、そういったことがないように速やかに周知徹底をさせていただいたところである。

金子委員：再発防止、これはもうまさに重要案件であり、内部規約も整備されていたにもかかわらずこういった事件が起きてしまったということの反省に基づけば、内部規約から、体制から抜本的にやはり直していかなければならないというのは明白であると思う。そういう点において、経理担当者を外部の団体でありながら市の職員が行うということに関して、私は疑問を持っている。外部の団体において監査委員も選任されているはずであるので、そのところの体制も今後しっかりと見直していかなければならないところだと思うのであるが、最後にお考えをお伺いする。

総務課長：金子委員の再質疑にお答え申し上げる。

先ほど、ご回答が一部漏れていたもので、先ほど再質疑された、会計において職員ではなく本来は団体で扱わなければならないという点であるが、これについては、公金外現金の要領の内容についてはやむを得ない場合については本市職員が公金外現金を取り扱うという規定になっているので、やむを得ず、というところの解釈をもう少し市として今後改善していかなければならないというところで、そういったことを考えながら、今後団体の中で団体職員が扱うという在り方も含めて検討していきたいと考えているので、これについては時間がかかるが。

今持っている要領は、外部への公表はされていないが、公表しても構わないと考えているので、そこも踏まえてより良い改正をしていきたいと考えている。

委員長：ほかに。

星野委員。

星野委員：検査をしたということであるが、今後は3か月に1回とか、半年に1回とか、そういうことを繰り返してやるのか。今後の検査のやり方は。これで終わりなのか、続けてやるのか。

総務課長：検査のやり方ということによろしいか。

星野委員：通帳を調査したということであるが、1回だけなのか、続けて例えば半年に1回とか、やっていくのか。

総務課長：検査体制ということであるが、今回の公金外現金の検査については、要領の中で所属課長、実際には出納保管責任者が定期的に年2回やるという規定があるので、これについては特に報告事項として求めてはいないが、今回再発防止に向け各所属長にお願いしてある。各部の責任で定期点検を2回予定している。

星野委員：了解した。よろしく願います。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようなので、質疑を打ち切る。

それでは、総務課について意見交換を行いたいと思う。何かご意見、又は調査事項等があったら願います。

金子委員。

金子委員：今、質疑をさせていただいて分かった。その中で、内部規約であるが外部に公表するというような話もあった。やはり、これは外部、あるいは議会と言っても良いのだと思うが、やはり意見を聴取していく必要もあるのだと思う。今後再発できない、再発しないための規約というものも作らなければいけないし、体制というものも作らなければいけないし、これは自分たちでやるというのだけではなく、外部の考え方、情報も取り入れてやっていかなければならないと思うので、そういった情報公開をこの委員会にしてもらいたいから、それをチェックしていくという体制も必要ではないかと思うのであるが、私の考えであるがいかがか。

委員長：金子委員にお聞きする。再発防止に向けて情報公開が必要だろうということであるが、一般的ではなくて具体的にはどのような提案をされるのか。

金子委員：今の内部規約を公開して、規約を新しく作り直すというお考えであるということであるので、それがどういう形で進んでいくのか、途中経過もこの委員会に報告していただきたいということと、それから体制の整備であるが、私が質疑させていただいたが、やむを得ないという場合、どこまでをやむを得ないということとするのか。外郭団体がしっかりとした公金外の扱いができるかどうかというところもきちっと点検してもらい、この委員会に報告してもらいたいと考える。

委員長：金子委員、もう1回、ちょっと最初の方は分かったのであるが、会計上やむを得ないということについてそれも報告してもらいたいということであるが、もうちょっと分かりやすく言ってもらおうとどういうことか。

金子委員：やむを得ない場合は市の職員が会計をやるということであるので、今後それも検討して、やむを得ない条件がどこまでなのか、この団体はどうしても会計処理ができないから市の職員が代わってやるという場合は、その団体はどういう団体でどうしてもやむを得ないのかというところを教えてもらいたいということであるのだが。

委員長：今、金子委員から2点ほど公金外現金のことについて意見が出された。一つは今後も検討していく経過を逐一報告してもらいたいということであるが、良かったかと思う。

もう一つは、会計上やむを得ない場合は市の職員が会計を担当するということになっているようであるが、そのやむを得ないということはどういう状況なのかということの説明を求め、ということの2点でよろしいか。

金子委員：結構である。

委員長：皆さんどうか。ご意見はあるか。

(挙手者なし)

委員長：それではご意見はないようであるので、反対意見がないようであるので、金子委員が言ったことについて、次回の調査課題としたいと思うがよろしいか。

それから一つ、委員長の方から付け加えたいと思うのだが、マニュアルがあるということであるが、要領か。その要領を書面で提示していただくことも含めてお願いしたいと思う。

その3点でよろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：それでは先ほどの公金外現金の扱い方の要領について書面を提出していただくことと、再発防止に向けた検討経過を次回までの経過報告をお願いしたいということと、それから会計上やむを得ない場合は市の職員が会計を担当するところであるが、そのやむを得ないときとはどのような状況であるか、ということである。

この3点について調査課題としたいと思うので、改めて事務局から行くと思うが、総務課長、よろしくをお願いしたいと思う。

ほかに総務課についてご意見はあるか。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは総務課を終了したいと思う。総務課長ご苦労様でした。

総務部長：休憩をお願いします。

委員長：休憩する。

(休憩)

③地域安全課

委員長：再開する。

次に、地域安全課に移る。地域安全課長、お願いします。

地域安全課長：それでは、地域安全課の所管事項について、ご報告させていただく。

1の、7月15日、金曜日、大雨警報発令にかかる対応状況についてであるが、当日は午後8時27分に大雨警報が、8時50分に土砂災害警戒情報、9時4分に洪水警報が発令された。

翌朝になり、被害の状況が徐々に明らかになり、各区長さんをはじめ、市民の皆さんから寄せられた通報の対応を、経済部、都市建設部職員が中心となって行った。

資料の1については、8月4日現在で報告があったものを集約したので、ご覧いただければと思う。

次に、2の利根地区防災行政無線終了に伴う住民への周知についてであるが、資料の2をご覧願いたい。

利根地区防災行政無線運用終了については、5月の本委員会で報告し、利根地区内に全戸配布をさせていただいたが、利根支所庁舎の解体工事開始準備に伴い、防災行政無線の運用終了を早めることとした。そのお知らせを利根地区に全戸配布をする予定であるので、お知らせをさせていただきたいと思う。

次に、今回の委員会に地域安全課へ通告のあった事項についてご説明申し上げます。

①として、利根地区防災行政無線について、デジタル化できない理由について、②、防災行政無線について、1自治体1波ではない例はあるのか、③、②の例があった場合、その整備費用について、であるが、別添の資料3に沿ってご説明させていただきますと思う。

①の、利根地区防災行政無線について、デジタル化できない理由についてであるが、平成17年12月1日の無線通信規則改正に伴い、アナログ方式の同報系防災行政無線設備は使用期限が令和4年11月30日とされ、白沢・利根地区の既存設備のデジタル化への更新計画を進めてきた。

白沢地区では、平成19年度から対応する資機材の更新を開始。25年度からは屋外拡声子局の更新を行い、令和2年度に完了した。利根地区についても平成30年度から順次整備を行う予定であったが、利根独自のデジタル波での整備を行うことができず、その代替手段としてホットメールぬまたや緊急告知FMラジオ、スマートフォンアプリの防災ぬまたといった防災行政無線以外の情報伝達手段へ移行を推進しているところである。

②の、防災行政無線について、1自治体1波でない例はあるのか、ということまでいただいておりますが、こちらは空欄になっているが、通告をいただいた後、また改めて関東総合通信局の方にも問い合わせをしているが、令和元年の段階で関東総合通信局への説明というか、計画の説明に訪れたときにも、白沢・利根それぞれの電波については使用できないという回答をいただき現在に至っているもので、そういうことで1自治体1波でない例は現状ないということで、引き続き調査の方は進めてはいるが、現状ではそういうことである。

また③の、②の例があった場合その整備費用について、ということであるが、これについては現状ないという形であるのでその整備費用については積算できないのであるが、仮に1自治体1波、白沢・利根が同じ電波で再構築を図るとい

場合については、約2億かかるようである。こちらについては、現在利根地域で配置されている戸別受信機については積算の材料には入っていないので、そちらを各戸に置くということになるとそれでは済まず、費用的には大分嵩んでくることが予想されるということである。

調査事項については以上となるが、よろしく願います。

委員長：報告いただいたので、質疑に移る。

まず1の、7月15日金曜日の大雨警報発令に係る対応状況についての報告について質疑を受ける。

副委員長。

副委員長：被害状況一覧表をいただいて分かるのであるが、復旧状況の方が分かったら教えていただきたい。どのくらいというのでも良いと思うが。

地域安全課長：申し訳ない。件数はこうすることで各所属から上がってきているのであるが、それぞれ確認が取れていないので、次回で良いかどうかではあるが、もう少し細かく出せればと考えている。

副委員長：状況が分かれば次回教えていただければと思う。

自分も、災害の後に白沢地区を中心に状況確認で回らせていただいて、一昨日も先週の土曜日とかも池田の方を回ったのであるが、崩落したところなどはビニールが掛かっている、まだそのままであるとかであった。

利根地区に関しては、多那方面で利根支所と話をした結果、復旧費用が出ない、出せないのもそのまま、というところがあったのであるが、その辺も分かたら教えていただきたいのであるが、次回でも良いのだが分かれば教えていただきたい。費用がなくて、出せなくてそのままでもいいという状況であるのかまでは分からないのであるが、そのような状況であった。

地域安全課長：それも併せてという形になると思うが、やはり件数を見ていただければ分かるのであるが、先週末の状況で112件上がっているのだが、もしかすると報告がなく自前で直された方などもいらっしゃると思うので、そういったものは出てこないと思う。内容的には現場等をご覧になってお分かりだと思うが、例えば土砂の流出であるとか法面の崩壊であるとか、農地については流れ出てしまうようなケースがあちこちあり、こちらにも通報があったので掴んではいるのであるが、それも併せてというか、当然お金も大分かかることだと思うので、他部局とも確認を取りながら報告できればというふうに考えている。

副委員長：よろしく願います。結構である。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、次の利根地区防災行政無線終了に関して、2、3の報告について質疑を受けたいと思う。質疑のある方は挙手をお願いします。

青木委員。

青木委員：いくつかお尋ねをする。

現状ではまだ1市1波はない、ということで引き続きその辺は確認はしていくということであるか。その件が一つ。

もう一つは、時期が11月末から8月末ということで、今月の末であると思うが、案内の時期がもうあまりないのであるが、もう決まっているのであればそれがいつなのか是非教えていただきたいと思う。

あとは、費用についてはとりあえず1波なのでない、ということであったが、その試算について約2億、それとプラスアルファがかかるということで大体の予

算というのはイメージできたかと思う。よろしく願います。

地域安全課長：とりあえず1市1波の話であるが、関東総合通信局の担当者の方に確認している。基本的には白沢、利根のそれぞれで今のまま使おうということであると当然2波という形になる。市町村で1波ということであれば、③の話に関連してくるが、例えば令和2年度までに改修をした白沢地区の分も全て新たに変更ということになると、その整備した分が数年しか経っていないにもかかわらず使えないということになってしまうが、それでも1市1波、利根白沢共通のものを引くということになると、先ほど申し上げたようにざっくり2億、その他に戸別受信機など付帯設備もかかるのでまたさらに数億という形になってくるのだと思う。

また、こちらの通知の時期であるが、現状8月末までということでお知らせをしようというふうに考えているので、お盆明けを目処に配布できればというふうにこちらで想定している。文書配布の方との相談が必要になってくると思うが、こちらは解体工事開始など書いてあるが、まだゲラであるので、内容を修正する部分があるが、住民の皆さんにお知らせできるような方法で配布をしたいというふうに考えている。

青木委員：これは未定稿ということで、この未定稿という言葉が取れるだけなのかということと、実際なくなるということで戸別受信機の回収もあると思うのだが、これについてはいつ頃で、例えば期限があるかどうかとか、多分それぞれの家庭の事情でどのようにするかというようなことが、まだ見えてこないというところがたくさんあると思うので、その辺もお聞きしたい。

前回、FMラジオの普及率が13パーセントくらいなのだというように伺ったと思うのだが、現状はそこからどれくらい増えたのかな、というところも分かれば教えていただきたいと思う。

もう一つは、実際に地区の13区長が連名で要望書を市長に出されているという、実際それだけ利根地区の区長の思いというものがあるというふうに思うのであるが、それについて、今、担当の所管課長ということで、数だけではなかなかどうにもならないというところがあるし、法的なものもあるとは思いますが、そこについて率直なお気持ちというか、私も利根地区の議員ということで思いは同じであるし、それこそ本当にFMラジオだとか防災ぬまたが防災無線に置き換わるものであるのか。要望書にもあったように、命に関わる問題であるので。そこについて、私としてもこういった事情であるからと言われて、はい分かりました、ということも言えないので、その辺について率直なご意見をお聞かせいただきたいと思う。よろしく願います。

地域安全課長：まず1点目が、今回お示しした資料にあるが、未定稿ということであり、こちらの委員会への提出期限が定められていたので、そのときの原稿ということで今日の資料を作らせていただいたのだが、内容については現在作っている最中であるので変更になる予定であり、骨子は変わらずということになるが、中身の方は一部修正が加わるものを配布させていただく予定でいる。

それと、2点目の戸別受信機の回収の話であるが、現状ではまた改めてご連絡するというご理解いただければというふうに思う。各部署との調整も必要であるし、その収集方法であるとかについては、もう少し詰めさせていただければというふうに考える。

それから、FMラジオの普及率のお話をいただいたが、全市で見ると18.3パーセントとなっている。利根地区においては14.9パーセントとなっている。利根地区でも貸与率が高いところと低いところがあるのだが、8割を超える普及率の

ところもあれば6.6パーセントというようなどころもあるので、引き続き今回配布を予定しているチラシにも、もう少し強く今後の情報発信のところを皆さんに見ていただけるような文案を考えているので、ますますの普及に努めてまいりたいというふうに考えている。

それから、13区長から市長宛て、議長宛てにも要望という形で提出されているが、その思いは、というところであるが、当日要望書をお持ちいただいたとき、全ての区長さんの中でご都合がつく方が市長のところにお見えになり、それぞれの地区の状況なり、必要なのだというような話を当然され、市長もそうであるが実情を重く受け止めているという回答をさせていただいている。私どもとしても、先ほどの話に戻ってしまうが、現状進めている代替手段の方を皆さんにご理解いただいて、ますます普及を図っていただけるような形で進めてまいりたいという気持ちである。

それと最後が、それらの代替手段が防災無線に置き換えることが可能なのかというような内容だったかと思うが、現在ある防災行政無線と全く同じ役割という部分ではないというか、難しいという部分もあろうかと思うが、例えばラジオなりアプリであれば大雨なり暴風が吹いた中で、利根の方は戸別受信機が入っているが、外にある屋外子局の音が雨の音で聞こえないとか、そういうことは自分の電話なりラジオで屋内で聞けるということであれば、外にあるものとは違った明瞭に聴き取る手段として活用できると思うし、例えば地元にはない場合でもアプリやメールで情報が得られるということになれば、またそれは現状いない場合でも情報を得られる手段として活用できるというふうに考えている。

全てが全て補完できるとは言いにくい部分はあるが、違った部分もまた情報を得られる手段として活用できるかと考えている。

青木委員：最終確認ということであるが、まず案内についてまだ修正の余地があるという話であるが運用終了日の8月31日の午後3時はもう決定かということが一つ。

それともう一つは、前回の臨時会が終わった後、大島議員から停電の案内がFMラジオで鳴らなかったというお話があったかと思うが、その原因が分かったのであれば教えていただきたいと思う。

置き換わると言いながらも、既にそういった事案があったときにも案内がなかったというような質問をされていたかと思うが。

それと、なかなか代替にならないということは私も思っているが、特に代替できないというところは、高齢化した農家がたくさんいると思うのだが、実際に田んぼや畑にFMラジオ持っていくかというとなかなか持って行けないところもあるし、実際に私もいろいろなところを回っていると、特に電波が入りにくいところ、例えば園原とかは実際にラジオを持っているが電波が入らないと。前に副委員長が外部アンテナという話もされたが、そういったことも必要になるかなということで、なかなか私としては置き換わらないところが結構重要な命に関わる場所があるのではないかと。

実際山や田んぼに行っているときに、緊急のミサイルが、仮にあっては困るが飛んでくるよというときに、何も情報がなく防災無線もなくなっているということであると、本当に命に関わることになるのではないかと思う。それを最後にお尋ねする。

地域安全課長：まず1点目が、こちらに記載されている日付、8月31日までがこれは確定かというようなご質疑であったが、おそらく9月を境に利根支所の解体が始まるかと言うと、ちょっと確定はしていないので、何日から始まるかというのは

流動的な部分はあるが、その前段で電気を止める作業だとかそういった部分が絡んで……。

委員長：課長、もう少し簡潔にお答え願う。31日で終了かどうかということを知っている。まず終了かどうかということについてお答えいただき、それから補足的なことがあればお願いしたいと思う。

地域安全課長：はい。そうすれば、確定で出す予定である。内容とすると先ほども申し上げたが事前準備等が入ってくることが想定されるので、日にちを一応今月末という形で切らせていただいたということである。

それから臨時会の終了後になるか、私は聞いていなかったのであるが、停電の話が大島議員の方からあったとのことであるが、確かに鳴らなかった。実際停電の時間は私どもも事務室の方におり、そのときはFMラジオが鳴る鳴らないというよりもその原因の究明であるとか、時間が何時までというような確認を東電の方に連絡をしていたのだが、なかなか繋がらない状況であった。東電から第1報があったのが30分ぐらい経過してからというようなことであったので、実際その30分後ということになると復旧していた場所が徐々に出ていたというお話もあったので、そのときはラジオの方のことは頭になかったのであるが、FMとの協定の中では停電の折には発出するような決めもあったのであるが、具体的な原因であるとか状況が掴めなかったという部分もあり、流せなかったのかなというところもあり、鳴らなかったことについては申し訳なく思っている。

それと、代替にならないのではないかというお話で、農作業される方が外で作業をしていけば、防災無線がなくなれば屋外子局から聞こえていたものが聞こえなくなるということであった。メールであるとかアプリが使えないというか、使うのが不得意だというような方については確かにそのようなこともあろうかと思うが、私が先ほど述べさせていただいたが、逆にメールやアプリであれば体と一緒に付いてきているものである。本当はそういった面では情報が受け取れる部分もあるかなと考えている。

それと、電波の入らない地域、入りにくい地域が正直あり、副委員長の方からも前回、前々回か、外部アンテナのお話をいただいた。実際、今、貸出しの際でも現状入りづらいのでT字の外部アンテナを併せて借りたいのだが、というお話をいただいた場合には一緒に付けてお渡ししているようなケース、それで改善されているケースも実際にあり、まずはそこで試していただきながら受信状況の改善を図っていければというふうに考えている。それと、そのT字アンテナ以外というか、T字のアンテナでカバーできないところもあることが想定されるものである。また違う手法というか、電気屋の方にも照会をかけており、簡単に感度がもう少し上がるような方法はないかということも照会しているところである。そういう状況で置き換えることが、無線の代わりにラジオで置き換えることが可能であれば、速やかに置き換えを行っていきたいというふうに考えている。

委員長：ほかに。

金子委員。

金子委員：利根地区の普及率が14.9パーセントということであるが、これは少なくとも50パーセントまで持っていき、隣の家がなければ、危ないよ、というような声が掛けられるような、本来であれば100パーセントになって欲しい。でも、14.9パーセントというのはあまりにも低すぎるので、現在どのように普及率を上げる努力をされているのかまずお伺いしたいと思う。

それから、難聴区域対策としてT字の外部アンテナと一緒に配布しているとい

うことであるが、実際にもう何年も前の話であるが、池田地区で電波が入らず、T字のアンテナを付けても入らない地域がある。そういうところの対策として、簡単にできることではないかもしれないが、新たに電波塔を建てるとか、そうした検討に入っていらっしゃるのか。電気屋に打診しているということであるが、その点を2点目としてお伺いしたいと思う。

それから3点目、緊急告知FMラジオについて先ほど質疑があったが、確かに停電時に何も鳴らないというのはどうしてなのであるか。いつも充電状態になっていて電気は蓄えられているのかどうか。あのとき、停電時でFMラジオが機能しなかったという原因は何だったのか、今検証中なのか。3点目としてお伺いする。

委員長：休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

地域安全課長。

地域安全課長：金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

1点目であるが、防災講座とか、そういったところでの普及のイベントというか、チラシを配ったり、ラジオだけではなく、アプリであるとか、そういったものの拡大に向けての周知などを行っている。

難聴地域のアンテナでも入らない場所があると、電波塔の新設などは考えているのかというご質疑であったが、電波塔の新設といった部分については、今は検討していないのであるが、私どもも今調べているのが、現在付いている防災無線の戸別受信機のアンテナなどはそのまま活用できないのかといった部分を、それが今もしクリアできるのであれば、ソケットとか端子などを活用して受信状況を上げることができれば、そういったことで対応したいと考えている。

それからFMラジオの充電の件だが、例えば停電なりそのコンセントから抜けた後でも約2時間ほど動くことになっている。フル充電の状態でのことになるが、通常、例えば電気が切れてもスイッチを入れておけば、緊急告知放送が入っていない状態であればスイッチを入れてもらえばFM-OZEの受信ができる状態にはなるかと思う。それと、メールなり放送がなかった原因は究明中かというお話であるが、協定の中で沼田市からの要請により発出するというような部分があり、今回、東電からそういった状況を確認した後、停電の状況なりを送信というか、連絡をいただける時間というのがいわゆる通常の営業時間、8時半から5時半、そのくらいの時間内での停電については市役所の方に連絡をくれるということになっていたということであり、停電の時間が午後6時40分くらいだったということで連絡がこちらに入らず、こちらそのまま情報も掴めない状態であったので、FM-OZEの方にも放送要請をしなかったということであった。

金子委員：普及率を上げる方法というか、努力をしていただいているのは分かったのであるが、今あった防災講座、これは実際に榛名町で避難訓練をしたときに、もう本当に足りないほど申込みがあったのである。だから、これは効果があると思う。あのとき、100台か200台だったか、200台だったかと思うのだが、申込者が多数出でなくなったということがあったのであるが、これを重ねて実施していただければありがたいな、と思うのと、それからこのチラシを全戸に配るのならば、裏面に防災ラジオを写真入りで受け付けます、と入れても一つの案かなと

思うので、ひとつご検討いただければと思う。

それから、難聴区域であるが、共同アンテナ的なもの、前の防災無線のときに使っていたものの活用とか検討をさせていただいているとのことであるので、専門の電気屋さんにも照会していると先ほど伺ったが、その辺を是非進めていただきたいと思う。

それから、停電のときのFMラジオであるが、電源の方は使えたということであるが、実際にFM-OZEの方が情報発信しなかった。それが東電から連絡がなかったので沼田市からFM-OZEに情報発信の依頼をしなかったという説明であるが、これは仮に災害時に停電、大雨が降り雷が落ちて停電になったときに、要はこの連絡があって市からという、結局間に合わない状況になると思う。だから、FM-OZEの基地局自体が停電になっていたということもあるので、そのところをこの再発防止に向けてさらに検討していただければありがたいと思うのであるが、もう一度お願いをする。

地域安全課長：1点目が、防災講座であるとかそういった機会をうまく捉えて普及率を上げよ、というご指摘をいただいた。確かに防災講座を開くと翌日とか数日後にやはり問い合わせが増える傾向にもある。実際何もしなくてもそういう情報が得られるということが利点でもあるし、操作が特に必要ないということでもあるので、簡単に情報が得られる手段としては、積極的なPRを今後も進めていきたいというふうに考えている。

また、今回配らせていただこうと考えているチラシの方にラジオのPRを掲載するというご指摘であるが、そういった内容を加えるべく修正を行っているので、両面となるとどうかという部分もあるが、その部分はもう少し分かりやすく、こういうラジオがあるよと、一家に1台ではないが、使っていただくことでPR、その部分の記事というか、文言の方は入れさせていただければと考えている。

それから、共同アンテナの研究ということでおっしゃっていただいたのであるが、うまく使えるかどうかはその点も含めてなるべく早めに何らかの対策を打っていければ良いというふうに考えているので、引き続きこちらの方は研究、検討をさせていただければと考えている。

それから、大雨になっての停電など災害時の部分ということで、そういった周知、広報をしていかなければならないということに関しては、例えばこちらに連絡をいただく時間帯をもう少し広げるといふか、営業時間内ということではなくもう少し前後に伸ばすとか、市の方に情報をいただけるようにまた協議してまいりたいというふうに考えている。

それと、再発防止の部分であるが、FM-OZEの方にこちらからの要請によってということであるので、情報を掴んだ段階でなるべく早く職員がそういった対応を取れるように、当直とまでは言わないが、当番なり、そういう部分の見直しも図っていければというふうに考えている。

委員長：ほかに。

星野委員。

星野委員：大変な難しい問題であるが、利根町の防災無線の代替、これについて区長が正式に要望書等を出しているということはこの間伺ったが、まず担当はそこと折衝をし、地元の理解を得ることが一番である。それまでは何も始まらない。区長会に当局が出向き、納得してもらおうような話をするということなど、色々あると思う。色々な関係で金がかかるといふこと、2億と言ったが、そういうこともはっきりと言い、区長会で了解ということならば地区が了解したということになる。

そういうことの前にいくらこちらで審議しても何も解決しないので、大変だと思いが区長会に説明、当局関係者が行って説明をするべき。納得すればスムーズに行くので。

電波が届かない場所があるということについても、それに対応するのは当たり前のことである。防災であるから。アンテナを建てる、そういうことが必要だと思うが、それについていかがか。

地域安全課長：ただいまのご質疑にお答え申し上げます。

まず、冒頭申し上げたが、利根町全区長から上がっている要請、要望ということであるので、当然以前からあったものが使えなくなるということについては、市長をはじめ当局側としても重く受け止めているというお話をさせていただいたが、それに代わるべく、先ほどからもお話をさせていただいているが、令和元年度以降であるから3年目になるが、色々な代替手段がどういった形で取れるのかの研究もしているが、まだ当然ご理解をいただける状況には至っていないというお話である。何とか、今までのような生活情報であるとかそういった部分は抜きにしても、防災情報は身を守るために必要だということは十分私も承知していることであるので、無線が使えないという、代わりになるものをきちんと整備していくことを区長さん方にもご理解いただけるような努力は、当然引き続きしていかねばならないというふうに考えている。

それから、アンテナの整備、無線に関して、ラジオに関してということであると思うが、アンテナなり受信状況の整備拡大というのは、現状でも沼田市街、旧沼田市内でも金子委員もおっしゃったが入らない部分があるといった情報をいただいたが、利根沼田のコミュニティ放送という位置付けのFM-OZEであるので、そこだけ、また行政だけということではないと思うが、その辺の電波状況の改善に向けた協議も引き続き行っていきたい。入らないという地域をなくす努力というのもし引き続き努力していきたいというふうに考えている。

星野委員：区長会で出たものであるもので、真摯に受け止めて区長会に説明し、納得すれば何でもないのである。それが得られなければ何も始まらない。納得すれば、どういう方法があるこういう方法があると。では難聴地域にはアンテナを建てましょう、とか。防災のことであるので、これは当然である。そういうことでよろしく願います。

地域安全課長：13区長全てということであるので、同じようにご理解いただけるかどうかは別としても、こちらとしては極力不安解消に向けた説明をしていきたいと思っている。

星野委員：努力願う。よろしく願います。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、地域安全課に対する質疑を終了する。

地域安全課所管について、意見交換、次回の調査事項についてご意見を伺いたいと思うので、よろしく願います。

金子委員。

金子委員：8月31日午後3時をもって運用を終了する、これは決定だということであるということは、もうあと20日ほどしかない。その間にやはり緊急告知FMラジオの普及を広めるべきだと。区長さんに納得いただくという努力とは別に、やはり命を守る、そういった観点から言っても、防災無線は8月31日午後3時でなくなるのであるから、それ以降の防災体制整備を今当局は代替施設として緊急

告知FMラジオを中心にやろうとしているのであるから、これを直ちに進めるべきだと私は考える。

あと、FM-OZEは民間の会社であるが、今回の場合はコミュニティラジオとして普及させると言っているわけではなくて、防災ラジオとして普及させるのであるから、これは行政の仕事だと私は思う。以上である。

委員長：今、金子委員から意見があったが、皆さんからこれについて意見を伺う。

副委員長。

副委員長：自分も同じように考えている。今回の長時間の停電で、FM-OZEがどうして放送できなかったかと言うと、非常用電源にぶら下がっていないと。運用の仕方としては、FM-OZEの自家用の発電機が15アンペアのものが2台あるので、それを西側のテラスに出してエンジンをかけてコードを接続するという作業をしないと、現在停電時は繋げない状況であり、本当にやはり行政側がしっかりして、FM-OZEとちゃんとタイアップし連携して災害時に情報を流すということを、今金子委員がおっしゃったようにちゃんとやっていかないと駄目だと皆さんも思うと思うので。FM-OZEとの連携協定か何かを結んでいると思うのだが、その内容を調査項目として具体的に提示していただけるとありがたいなということである。

電源に関して追加で言うと、自分が一般質問した中では、AC/GC回路を持って来ていただいて、切替器で停電時に自動的に切り替えてテラス内で電気が点くように、FM-OZE前に電気が来るようにする、若しくは南側のEPSにGC回路が来ている。分電盤が。そこにコンセントを設けてくれと当時財政課にもお願いしたのだが付いていない状況であり、そこにコンセントが付いていればFM-OZEの女子社員でも電源コード持って行って挿せば停電時に放送ができる。

今回放送しなかったということもあるのだが、多分発電機を出すというようなことをFM-OZEがしなかったと思うので、その辺の体制もちゃんと当局と連携をして、停電時は、災害時もそうであるが、停電時はああする、こうするのだと明確に決め、市民に明確な情報を出すようなことをしていかないと。極端なことを言うと、怪我人や死人が出るというふう思うので、その辺はちょっと。

調査項目としては、連携協定関係のことについて、具体的な資料があったら次回提示していただければと思う。

委員長：青木委員。

青木委員：金子委員、副委員長の意見に私も大賛成である。

今回の停電では、人災というのは多分なかったと思う。ただ、これが本当に人が死んじゃいました、というときに、結局は実際に電波が届かない範囲の場所であって、それがFMラジオは民間だから仕方がない、ということでは済まされない。それこそ沼田市は何をやっていたのだということにもなりかねないので、お二人の話に私は賛成である。

委員長：星野委員。

星野委員：それは市の方で話をすれば良いことである。FM-OZEは独自の会社であるので、市の要望があれば市もこうするからどうだ、という話し合いをして作ってもらうと、そういうことであると思う。

委員長：はい。それでは反対意見もなさそうであるのでまとめたいと思う。

まず、金子委員からの話であると、緊急告知FMラジオについては、これは当局の責任をもって普及と充実を図るべきであるが、それについての計画なり検討状況というようなことでよろしいか。

金子委員：調査項目としてか。

委員長：そうである。

金子委員：意見として言っただけである。

委員長：聞き置いただけでよろしいのか。

金子委員：結構である。8月31日と決定されて、もう8月31日午後3時以降は防災行政無線が使えないのである。だから、そういう状況において利根町、利根地域の人たちの命を救うにはどうしたら良いかということを考えるべきだ、という意見である。

委員長：では、金子委員からは意見として発表があったが、意見として発表があったということでもよろしいわけであるか。

副委員長からは、FM-OZEとの緊急告知FMラジオについての協定及び連携内容の資料提出をした上で説明願いたいと、そういうことでよろしいか。

そうすると調査課題としては副委員長のことでよろしいか。ほかには。

金子委員。

金子委員：次回の委員会で、今お願いしたその普及率の向上がどこまで行ったかという報告も是非お願いしたいと思う。

委員長：それでは、金子委員の方は、次回の常任委員会までに普及率がどのくらいアップされたか、その結果を報告していただきたいということでもよろしいか。

金子委員：次回は、9月か。

事務局：付託案件がないと、通常の委員会は10月になる。

委員長：休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

休憩中にいろいろ話が出たが、まず次回については、付託案件がないと次回が決算議会であり開催されないということであるので、今回は通常の常任委員会が10月になる可能性が高いということ。それを前提として、副委員長からFM-OZEとの協定内容、連携内容、とりわけ非常時における電源関係も含めてというようなことで、それが今回は10月になるかもしれないし9月になるかもしれないが、次回に資料提供の上報告願うと。

それから、金子委員からの提案で緊急告知FMラジオの普及と充実について当局は責任をもってやりなさい、ということについては、調査事項というよりも委員会としての提言として上げておくということでもよろしいか。その結果、次回の常任委員会までの数字も報告として上げてもらおうと。提言と報告ということでまとめたいと思うが、どうであるか。よろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：他に地域安全課のことについて何かあるか。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようであるので、地域安全課についてはこれで終了する。地域安全課長、ご苦労様でした。

④企画政策課

委員長：次に、企画政策課に移る。企画政策課長、お願いします。

企画政策課長：企画政策課の所管事項について報告をさせていただきます。

1のAIデマンドバス運行に係る中間報告についてであるが、利用状況として、令和4年度に入り3,100人余りの方が利用されている。

資料をご覧いただきたいと思うが、毎月少しずつ利用が伸びている。7月における1日当たりの利用は、約34人であった。

日中の運行についてデマンド運行に移行したが、市民を中心に便利になったとの声も不便になったとの声もいただいている。利用者の年代別の利用状況として、交通弱者が比較的多く含まれる60代以上の方の利用が65%、10代以下の利用が6%となっている。

実証実験として運行を行った上での修正案件としては、予約受付手順の変更、乗降ポイントの名称や乗降場所の修正、アプリケーションソフトへの時刻表の掲載など、既に対応している。また、乗降ポイントの増設について、現在運行事業者との協議中となっている。

次に、1点、口頭であるが、沼田市地域公共交通活性化協議会について報告をさせていただく。

地域自治体が地域の移動に関する関係者を集め、地域公共交通計画の策定及び実施に関して必要な協議を行う場として、当該協議会が設置される。持続可能な地域旅客運送サービスの確保をし、地域住民や観光客等の幅広い利用者が利用しやすい交通サービスが提供されることを目指すものである。

なお、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、地域公共交通計画と、地域公共交通確保維持改善事業、これは国からの補助金の関係であるが、これが連動されるため、国からの補助制度活用のためには、地域公共交通計画を策定する必要があるということである。

企画政策課からの報告については以上である。

委員長：それでは、質疑を受けたいと思う。

まず、1のAIデマンドバス運行に係る中間報告について報告があったが、質疑を受けたいと思う。

(挙手者なし)

委員長：ないか。

(「はい」の声あり)

委員長：それでは副委員長、ちょっと代わっていただけるか。

副委員長：はい、委員長。

委員長：私が提案したものであるので少し質疑させていただく。

まず、年代別利用状況についてであるが、高齢者が多いということであるが、これは、学生の利用というのは、利用にそぐわないのか。確かに時間帯によって適さないのかなと思うのであるが、その辺について。

それから、4月から4か月行ってきたわけであるが、当局としての総括というか、評価というのはどのようなものなのか。中間的な評価でも結構であるが、お聞かせいただければと思う。

企画政策課長：ただいまの委員長のご質疑にお答え申し上げます。

1の学生の利用にデマンド運行については適しているのか適していないのかということであるが、デマンド運行については9時から5時までという運行時間になっているので、通常の平日の利用については学生の利用に適していないというふうに考えられる。しかしながら、土曜日もデマンド運行をしているので、部活動の行き帰り等で利用することもできるし、現在のような夏休み期間中については塾や予備校等の行き帰りについても利用できるかというふうに考えている。

次に、4か月間運行しての当局の評価についてであるが、現在少しずつデマンド運行の利用者については伸びているが、まだまだ伸びる余地があるというふうには考えている。地域の公共交通を維持するために、ある一定数の利用というのが非常に重要になるので、こちらの方についてはこれまで以上に利用を伸ばすような努力をしていきたいというふうに考えている。

ただいまの委員長のご質疑については以上である。

委員長：学生の利用については、確かに登校についてはちょっと難しいのかなというふうに思うのであるが、下校については5時まで部活をやっていない学生もいるので、その利用というのは図っても良いのではないかと思う。

それから、先ほど課長からも報告があったが、現在夏休み中であるが、それについて学生の利用を図るようなPRをなされたかどうか、なさっていただければどのようなことをなされたか。

それからもう一つ、これからも利用の拡大を図れるのではないかとおっしゃったが、それについて具体的に広報とか何かには載せているだろうが、それ以上に老人会があったらそこに行って説明したりとか、そういうような、具体的にはPR活動をどのような形で展開されたのかをお聞きしたいと思う。

企画政策課長：ただいまの委員長のご質疑にお答え申し上げます。

まず、学生の利用についてPRを図ったかということであるが、前回の委員会的时候にも報告をさせていただいたが、高校生については夏休み期間中の半額の利用キャンペーンということで実施させていただいた。経常的にこのデマンド交通を高校生に使っていただけるようなPRということで、市内の各高等学校についてチラシを配布させていただいたところである。

次に、利用の拡大について広報以外に具体的にどのようなことをしたかであるが、今年度に入ってからスマホ教室などを開催したり、民生委員の方に相談をさせていただいたりということで普及について努めてきたところであるが、実際にこれまで運行したところで、家のそばにバス停がないであるとか、様々なご意見もいただいているので、利用について便利になるような形でということで、現在交通事業者とも調整をさせていただいているところであるので、できるだけ便利な形にして利用促進を図りたいというふうに考えている。

委員長：それでは最後にもう一つ。課長も少し触れられたが、今までやってきた中で具体的な混乱とか、あとは不便さ、その辺についていくつか課長がお気づきのことがあったらご報告を願えればと思う。

企画政策課長：ただいまのご質疑にお答え申し上げます。

具体的には、家の近くにバス停ができて良かったという声は非常にたくさんいただいているが、予約が必要になったという部分では多少利用について抵抗感を持たれている方がいらっしゃるようである。実際の予約については、資料の方では管理画面ということでお示しさせていただいてあるが、電話で受付をして管理画面で受けたというものであり、電話の受付の方が60パーセント弱というような形になっている。それから、具体的には、エリアがAエリア、Bエリア、Cエリアというふうに分かれているので、このエリア分けについて使いづらいというような意見をいただいている。

それから、名称的に保健福祉センターとふれあい福祉センターの利用について、電話での予約について多少混乱があり、上手に利用できなかった市民の方がいらっしゃるようである。これについては交通事業者と確認を取り、高い建物がある福祉センターであるのか、温泉がある福祉センターなのか、というような形で聞

くときに工夫をしていただいているというような状況である。

それから次に、改善をした事項についても報告をさせていただければと思う。乗降の相乗り率が比較的lowだったので、相乗りをしやすい形で、A地点からB地点までの予約の方がいらっしゃったときに、その間にC地点D地点という形の乗り合いが比較的できるようなAIの計算方法に修正をかけた。これによって実際に8月に入ってからの7月から8月にかけての乗合率の方が多少向上している。これについてはきちっとした数字が出た時点で報告をさせていただければと思う。

乗降場所の増設についての検討であるが、清水町であるとか上原町であるとか、柳町、あと薄根町辺りで、乗降場所を増やした方が良いだろうということで検討をさせていただいているところである。

委員長：了解した。

ほかに。

青木委員。

青木委員：今のお話にも出ていたが、全体としてはどんどん利用者が増えている傾向にあると思うのだが、エリアでBの白沢町・利根町南部、Cの利根町北部のところというのは、いただいた資料でもあまりにも細すぎて分からない程度のものであるのだが、実際に私が住んでいる場所にもバス停がいくつもあるのであるが、おそらく何人かに聞いてもどうやって利用して良いのか分からないと。AIデマンドということ自体も分からないという方が多く、実際に使える人の側に立ってというか、もっと普及を広めるということが必要ではないのかなと。

徐々に人口減少が進んでいく中で、AIデマンドの運行というものが必要不可欠になってくると思うが、せっかくあるのにそれを使わないというのはもったいないと思うのである。だから、A地区のようにBC地区の人にもこれは便利だというふうに、食わず嫌いではないが、とりあえず分からないものにはあまり近づかないというか、こんなに便利なのだとしめることを考えなければいけないのではないかと思うのだが、これについてはいかがか。

企画政策課長：ただいまの青木委員のお話であるが、おっしゃるとおりだと思う。運行当初についても利根町の方で説明会もさせていただいたのであるが、やはり20名30名というような、多くの方の集まりというわけにはいかなかったもので、今後も普及については努めていきたいというふうに考えている。

委員長：よろしいか。

青木委員：はい。

委員長：ほかに。

(挙手者なし)

委員長：ないようなので、次に移りたいと思う。

2番目に、その他について報告があったが、申し訳ないが、この協議会の名前をもう一度言っていたらどうか。長くてちょっと書き取れなかったのです。

企画政策課長：協議会の名前であるが、沼田市地域公共交通活性化協議会という名称である。

委員長：了解した。略して協議会と言わせていただく。この協議会について質疑はあるか。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようなので、質疑を打ち切りたいと思う。

それでは企画政策課全般について意見交換を行いたいと思う。ご意見又は次回の調査事項について確認をお願いする。

(「なし」の声あり)

委員長：ご意見がないので、企画政策課については終了する。企画政策課長、ご苦労様でした。

⑤財政課

委員長：次に、財政課に移る。財政課長、願います。

財政課長：財政課の所管事項についてご説明申し上げます。

今回は、調査事項の旧サラダパークぬまた利活用に係る進捗状況についてに関する報告である。

サラダパークぬまたの利活用に関しては、本年3月に更新された、第2期アクションプランでも民営化の方針となっている。先の6月市議会定例会での一般質問においても、民間提案制度に限らず、民営化による有効活用について広く検討する旨の市長答弁があった。また、池田地区の振興とともに、森林・観光の拠点としての活用にも触れているので、その考え方に従い、民間提案制度以外の方法も含め検討を行ってきた。

そうした中、7月には池田地区振興協議会から早期活用についての申し入れもあり、先般、内部検討により、再度民間提案制度での事業者募集を行うことを確認したところである。

これを受けて、現在FM推進の所管課である財政課において、公募条件などを詰めている段階である。

また、所管事項報告には記載がないが、災害復旧に関する予算の専決について、追加でご報告申し上げます。

7月15日の集中豪雨により発生した災害の復旧に係る予算について、先月の市議会臨時会閉会後に総務部長から専決の予定がある旨の報告をさせていただいたが、昨日8月8日付けで専決となった。

補正予算の総額は1億4,253万4,000円で、災害復旧費のみの計上であり、財源には財政調整基金を充てている。

財政課からの説明は以上である。

委員長：ただいま、財政課より報告があった。

まず、1について、旧サラダパークぬまたの利活用に係る進捗状況について報告があったが、質疑を受けたいと思う。

金子委員。

金子委員：この民間提案制度を導入するということが決まって、11月にグランピングが採用され、1月29日の新聞で辞退、業者の辞退が報道されたのだが、それでその後どうなっているのかというのが心配だったので、先月の調査事項に入れていただいたのだが、先ほどあの民間提案制度事業者募集をもう一度やるのだということで、やっと決まったのかという感想である。

1月29日に辞退されてからもう半年以上経っていて、今年度に入っても、4月から本来ならばもう業者が決まっていて、4月から業者が運営していれば家賃も入っているところで、その家賃が2か月入っていないということは、これは市民にとっての損失と言っても良いのだと思うのだが。何とか民間提案事業者募集が決まったという報告であったのであるが、以前と今回のこの民間提案制度はどういうふうに変更してやられるのか。以前、その業者の一方的な過失というか、落ち度というか、それで辞退されて、これはあの下の方の多目的スペースをスーパーが辞退したときには違約金を取った。数万円であったが。そういった措置は取ら

ないで、ただ業者の一方的な事情で辞退をしたという、説明、報告、はっきりとしたことは言えないということで、休憩中の報告であったが。今回もはっきりとしたことは言えないのだが。ただ、前財政課長の一方的な報告だったので、別に業者から聞いたわけではないので、それがどちらかなというところはあるが、まあそういうことで市民の貴重な財産が活用されるのが半年以上遅れているわけであるから、そのこのところ、前回と今回とどういうふうに内容を変更して行うのかを聞きたい。

財政課長：金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

前回との変更点ということであるが、前回については広く民間のアイデアを募集したいということがあり、その施設の利用の仕方、例えば施設自体を譲渡するのか、賃貸にするのか、そういったところが業者の提案に委ねられていたということがある。その中で、実際に土地まで譲渡して良いのかどうかと、建物も譲渡して良いのかと、そういったところも事業者の提案に委ねられて、それを審査するという形を取っている。

今回については土地まで譲渡として良いのかというところが内部でもあり、土地については基本的には貸借で提案をしていただきたいと。建物については、築20年、30年経っている建物であるので、それを譲渡して使える場合には受けてもらって、使った後に解体をしていただくと。使い終わったときには解体していただくとか。あるいは貸借で、建物も借りていただいて使い終わったら返していただくとか。そういったところで、もう少し明確にこちらの意図を最初から明らかにした上で募集をかけたいというふうに考えている。そこが実際、あとからその辺が曖昧になってしまうと、事業者さんとの交渉の中で建物を実際市が直してくれるんだよね、というようなことになったときに、市がなかなかそこにお金をこれ以上かけられないという事情もあるので、建物については市はもうこれ以上お金をかけられないというようなことを前提として、使うのか使わないのかということも含めて、そこを事前に明らかにして募集をかけたいというふうに思っている。大きなところは、そのこの点を一番大きく変えたいと思っている。

もう1点、活用として変更をかける部分については、前回はサラダパークぬまたの土地建物と芝生の広場の部分についてを対象にして提案をしていただいているが、隣接して森林が少し北側にあるので、提案をいただく場合にそこを含めての提案もしていただけるような形にはしたいと。そこを使わないか使うかというのは自由であるが、そこも含めた提案も可能にしたいということを考えているのであるが、最終的に公募をかけるときには再度内部で確認をした上で募集をかけていきたいというふうに思っている。

金子委員：この民間提案制度での事業者募集は、開始はいつを予定されているのか。

それから、この提案制度を使って業者を決定するのはいつ頃の予定であるのかお伺いしたいと思います。

財政課長：金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

まず、募集の開始がいつ頃かということであるが、具体的にいつ募集開始したいというところがまだ明確に決まっていないのであるが、池田地区振興協議会からも早期に活用の方針を決めて欲しいというような話もいただいているので、できるだけ早く公募条件をまとめた上で募集に移ってまいりたいと思っている。

それから業者決定がいつ頃になるかということであるが、民間提案制度、当然民間業者の方にプランを作っただきいて、提案をしていただくということであるので、前回も募集から提案まで約3か月程度の時間を見ている。今回も募集か

ら提案まで3か月程度の時間が必要かなと考えているので、仮に今すぐ募集が始められたとしても、9、10、11月という形になるので、今すぐというわけにもいかないの、最終的な事業者の決定はもう少し先になるかな、と考えている。

金子委員：1月29日の段階で事業者が辞退したので、委託先事業者を再び公募する方針という発表を市がされている。それからもう大分経っているわけであるので、募集開始をできるだけ早期にということであるが、本当にできるだけ早期にお願いしたいと思う。

最後にお伺いしたいのは、民間事業者、かつての民間事業者、かつての今年のグランピングを提案した民間事業者がなぜ撤退したのかというのは、正式にはこれは公表されていないことであるのだが、そういった轍をもう踏まないように是非していただきたいということと、そこは水がないからとか、場所的に使い勝手が悪いからとか、色々な噂的な話は聞くのであるが、そういったこともあるのかどうか。

とにかく早期に開始して、成功していただきたいと思うのであるが、まさに市民の貴重な財産であるので活用していただきたいと思うのだが、最後にお伺いしたいと思う。

財政課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

当然早期に開始をし、失敗しないようにということである。こちらとしても前回うまくいかなかったというところは、反省点も多々あるのかなというふうを考えているので、それを踏まえ、今回公募条件のところからある程度慎重に進めたいということも考えているので、成功できるように精一杯努めてまいりたいというふう考えている。

委員長：ほかに。

戸部委員。

戸部委員：募集業者が決定するまでの管理とかそういうのは、財政課がみんなやるのであるか。先日、広場などにかなり草が生えていて、農林課だと思いがみんなで草刈りをしていただいた。やはりそのようにして綺麗にしておかなければ、現場を募集事業者が見に行っても荒野のような荒れたような土地であればびっくりするのかなと思うので。

今まで結構前橋や高崎ナンバーなどの車が停まって、広場で子供たちが遊んでいた。その辺も踏まえ、草刈りをまだ継続してやっていただけるかどうか。

財政課長：戸部委員のご質疑にお答え申し上げます。

現状の管理ということであるが、現状については農林課の方で予算をもって管理している。草刈りについても農林課の方で対応しているところであるが、私の方で言うべきかどうか分からないが、旧サラダパークぬまたについては条例を廃止し、今、施設としては何もなただの市有地と市有施設という扱いになっているので、管理上何か、怪我等があっても保険にも入っていない状態でなかなか対応が難しいというような話は伺っている。

よって、公募に際してそれが荒れて見た目がどうにもならないというようなことがないように、当然募集の際、農林課と協力しながらやっていくので、そういったことが起こらないように対応してまいりたいというふうには思っている。

戸部委員：噂で聞いた程度でよく分からないのだが、あそこを閉めるというようなことを地元の人が聞いたようだが、今伺った話では保険とかそういうものに入っておらず、何かあったときの責任が取れないということを知ったが、地元の人がそこを閉めるということを知っていたのを聞いたのだが、やはりあれだけの施設であり、

子供たちが今まで犬の散歩とかで来たり、いろいろな人たちが来ていたので、ちゃんとしておかないと後に事故があったりすると大変だと思うので。そういうような話を噂で聞いたのだが、そこをはっきり教えてもらえればと思う。

財政課長：戸部委員のご質疑にお答え申し上げます。

先月、池田地区の振興協議会会長、副会長の3名が市役所に見え、私と農林課長の方でお話を伺った。そのときに、現場の管理がどうなっているのかというお話も出て、現場は駐車場部分は使える状態にしてあるということであるが、芝生の部分については一応ロープを張って中には入れないようにというか、一応そこは入れない場所であると。ロープの囲いだけではあるが、囲いをしているというお話であった。その中で、現状、管理上いろいろ難しい問題があるのでそういう扱いにしているというお答えをしていた。

振興協議会の方も何とか使えるようにできないかというようなお話があったが、現状はそういうことで何かできることがあるかどうかは研究になり検討をさせていただきたいということで、農林課の方でお答えをしていたということで認識をしている。

戸部委員：やはり、地元の振興協議会の役員がそうやって要望に行ったということで、やはり今までであるものであるので、急にロープを張られると、市とすれば何かあったときには大変なことになるので責任が取れないとかそういう話になるので、そこにロープを張って一応閉めたというような形を取っていると思うのであるが、やはりあのようなロープぐらいでは入ってくるので。横からでもどこからでも入るので、しっかりした方が良いと思う。いずれにしても。あとで事故でも何でも起きたら大変であるので。その辺を踏まえ、しっかりした意見を最後に伺いたい。

財政課長：ただいまの戸部委員のご質疑にお答え申し上げます。大変申し訳ないが、現状の管理は農林課の方でしているので、そういったご意見を農林課の方にも伝えさせていただき、適切に対応できるように努めていきたいというふうには思う。よろしく願います。

委員長：ほかに。

（「進行」の声あり）

委員長：次に移る。

災害復旧についての専決処分が報告されたが、これについて質疑を受けたいと思う。

（挙手者なし）

委員長：ないか。

（「はい」の声あり）

委員長：それでは財政課について意見交換をしたいと思う。

ご意見、又は次回の調査事項について、委員各位のご意見はあるか。

金子委員。

金子委員：次回委員会が9月になるのか10月になるのか分からないが、今の民間提案制度の募集について報告できることがあれば報告していただきたいと思う。

委員長：金子委員の意見、よろしいか。採用して。

（「はい」の声あり）

委員長：はい。そうしたら、サラダパークぬまたの活用についての進捗状況について、報告すべきことがあれば報告をしていただきたいということで、次回願います。

以上で財政課を終了する。財政課長、ご苦労さまでした。

(財政課長退席)

委員長：それでは総務部を終了するが、総務部全般で意見交換、調査事項等、何かあればお願いします。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは総務部を終了するが、次回について事務局よりお願いします。

事務局：それでは次回の委員会について申し上げます。

次回の委員会については、正式には議会運営委員会で決定されるが、委員会付託議案審査及び請願審査の案件が生じた場合、9月の定例会会期中に開催されるのでよろしくをお願いします。

なお、例月の委員会としては、10月11日火曜日、10日が祝日となっているので、祝日明けの火曜日となるが、午後1時半からこちら第2委員会室にて開催ということで事務局案としてお示しをする。よろしくをお願いします。

なお、10月の委員会については、教育部から総務部の順ということをお願いしたいと思う。よろしくをお願いします。以上である。

委員長：それでは以上で総務部を終了する。総務部長、総務課長、お疲れ様でした。

(総務部長、総務課長退席)

委員長：それでは、入れ替えのため休憩する。

(休憩)

イ 教育部各課の所管・調査事項報告

①学校教育課

委員長：それでは再開する。

教育部の所管・調査事項報告に移る。

学校教育課長、お願いします。

学校教育課長：学校教育課の調査事項について報告する。1ページをご覧いただきたい。

調査事項の1点目、沼田小学校における事故のその後の経過については、口頭でご説明する。

まず、心のケアについては、スクールカウンセラーやスーパーバイザーが児童、保護者、教職員に面談をした。なお、心のケアについては、夏季休業中も継続して面談に応じられるように県教委をお願いしている。

次に、理科の学習については、7月6日から15日までの期間、市と利根教育事務所の理科担当指導主事が週3回訪問し、3年生以上の理科の授業をサポートした。

市教委の取組として、現在、誤使用防止の観点から、学校にあるメタノールを全て廃棄する準備をしており、市内小中学校にメタノールの液量調査をしている。

また、安全な理科実験のための職員研修として、8月19日金曜日に小学校理科教諭を対象にした研修会をオンラインで行う予定である。

火傷を負って入院治療中の児童については、現在も入院治療中である。

警察の捜査の方は現在も進行中ということで、報告できる情報は現時点ではない。

以上が調査事項の1点目のご報告である。

続いて、2点目の、沼田市内におけるヤングケアラーの状況についてということで、こちらの方は2ページの資料1をご覧ください。

前回、調査中のため報告できず、申し訳なかった。

この調査は、要保護児童対策地域協議会長名で、市内の各小中学校に依頼したものである。

1の概要については、(1)の目的のとおり、二つの目的でこの調査を行った。

一つ目は、用語を知り自ら支援を求めるきっかけとすること、二つ目は、要保護児童対策地域協議会で支援策を検討する資料とすること、この二つの目的で行った。

(2)のとおり、調査は無記名のウェブアンケート調査を行い、児童生徒は、1,627名、学級担任は、80名の回答が得られた。

2の結果をご覧ください。

まず、児童生徒の調査結果であるが、①の「あなたはヤングケアラーにあてはまると思うか」の問いで、「あてはまる」と回答した児童生徒は2.1%であった。

②の「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがあるか、の問いで、「聞いたことがある」と回答した児童生徒は、43.5%であった。

次に、学級担任の調査結果であるが、①の、あなたの学級で「ヤングケアラー」に該当する子はいらっしゃるか、の問いで、「あてはまる子がいる」と回答した学級担任は、12.5%であった。

②の「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがあるか、の問いで、「聞いたことがある」と回答した学級担任は、100%であった。全ての学級担任が聞いたことがあるというふうに回答したことになる。

3の今後の対応であるが、この結果を基に子ども課が主管する、要保護児童対策地域協議会で対策を協議していく予定である。この調査は無記名でウェブ調査で行うため、対象児童生徒が特定されていないわけではないが、教師の観察と併せながら対象となる児童生徒を把握した場合には速やかに関係機関に繋ぐよう各校にも指導していく。

3ページ、4ページは、厚労省のリーフレットであるが、このような形で要保護児童対策地域協議会の実務者会議等でも情報提供されているので、こちらの方のもとに連携して取り組んでいく予定である。

最後、4番の参考というところで、高崎市の取組例をご報告する。

高崎市では、ヤングケアラーSOS事業を9月から開始する予定とのことである。こちらの方は、子どもに代わって家事や介護を担うヘルパーを無料派遣する事業ということで、ヤングケアラー1人につき、それぞれワーキングチームを作り、支援するとのことであった。各校に1から2名程度いるとのこと、およそ60名くらいを想定してこの事業に取り組んでいるとのこと調べて分かった。

以上が二つ目の調査事項についてである。

最後、三つ目の教員の健康管理状況と働き方改革の検討状況というところについては、5ページの資料2をご覧くださいと思う。

資料2は、県の教育委員会が作成した、「教職員の多忙化解消に向けて【提言R4】」である。

公立学校の教職員は、県費負担であるので、群馬県全体で昨年度から毎月の勤務時間等調査を全教職員を対象に実施している。昨年度のデータ蓄積と活用を一層進めるようにまとめられたのが、この【提言R4】である。

本市の状況についても、この【提言R4】の柱に沿って取組状況をご説明する。

【提言R4】では、大きく2つの柱から提言された。まず、一つ目の大きな柱は、「勤務時間の適正な記録と活用を中心とした労務管理」についてである。時計マークの「勤務時間の適正な記録と活用による業務改善に向けて」については、本市では校務支援システム、C4th（シーフォース）を導入しているため、フェリカカードというタイムカードのようなものを先生方一人ひとりに持っていただき、出勤と退勤を自動的に記録している。毎月職員ごとの勤務状況が把握できるようになっているので、校長、教頭の管理職が月の状況等を把握し、かなり時間が超過した先生がいたら必要に応じて声掛けや助言を行っているというところである。

長時間勤務した教員は、毎月教育委員会を通じて県教委へ報告することになっているので、市教委としてはそういう状況を報告するとともに、校長会等で勤務の適正な管理をお願いしているところである。

ハートマークの二つ目の小さな柱の「労働安全衛生管理体制の整備とさらなる充実に向けて」については、今年度、各学校の校務分掌に衛生推進者を位置付けるよう指導し、学校全体で組織的に働き方改革に取り組むようにしてお願いしている。

ストレスチェックについては、業務委託をして毎年1回秋頃に実施しており、自分自身をチェックすることで振り返れるようにするというのを継続している。

三つ目の小さな柱の、ボールマークの「部活道の適正化に向けて」については、部活動についても部活動に関する提言を基に負担軽減に努めており、市の方の施策等も含めて教育部活の推進と適正化、量や時間等の適正化についてもお願いしている。

二つ目の大きな柱の、「ICT活用による業務改善の推進」であるが、小さな一つ目の柱の「ICTの活用推進に向けて」については、本市では校務支援システムや一人一台学習者用コンピュータの整備など、ICTの環境を整えてきたため、これらが業務改善に役立ってきていると考えている。

具体的には、校務支援システムというものが全ての先生方のところにあるのだが、職員室の大型モニターに1日の予定を投影できるようにセットしており、その日にどういう業務があるかというのが全職員に見えるようにしている。そのため、1日の見通しを持てるようにしたり、データの活用については、各学校の共有サーバというところに学年や教科の資料をデータとして保存しておくようにしている学校がほとんどであるので、全学校のデータを活用しながら効率的に実施できるように工夫したりと、ICTを活用しての業務改善を図ったりしている。

市教委としては、ICTの活用研修を企画したり、校長会等で各校の工夫を紹介し合う場を設けたりして、業務改善につながるよう努めている。

ICTの活用による、二つ目の小さな柱の「学校と保護者間の連絡手段のデジタル化に向けて」については、これまでも保護者との連絡手段については、メール配信システム、ホーム&スクールというメールの配信システムを使って確実に連絡が取れるようしているが、昨年度、欠席連絡機能というのを追加することによって、双方向のやり取りが取れるよう改善している。アンケート機能などを使って学校に集まらずにPTA会議などを行えるようにするなど、工夫した取組例も見られている。

一人一台学習者用コンピュータを使って学校評価アンケートを実施する、そうすることによって集計の効率化を図っている学校の例もある。

このように、今年度は労務管理と業務管理の二つの柱からなるこの県の【提言R

4】を意識して、市内全小中学校で多忙化解消や働き方改革に取り組んでいるところである。

学校教育課からの報告は以上である。よろしく願います。

委員長：逐次質疑を受けてまいりたいと思う。

まず、1、沼田小学校における事故のその後の経過について報告があったが、質疑を受けたいと思う。

(挙手者なし)

委員長：それでは次、沼田市内におけるヤングケアラーの状況について、資料に基づいて報告があったが、内容がかなり多いので、まず1と2と一緒に質疑を受け、3と4との二つに分けて質疑を受けたいと思う。

まず1と2、沼田市ヤングケアラー実態調査の概要とその結果について、質疑を受けたいと思う。

戸部委員。

戸部委員：やはり沼田の学校の中でも、ヤングケアラーで子供たちが両親や祖父母などの面倒を見る人たちがいるという実態が分かってきたと思うのであるが、子供が回答した2.1パーセントと、先生が見た12.5パーセントと、かなり乖離がある。

私が小さいときに、祖父が脳梗塞で倒れて小中学校のときによくご飯を食べさせてあげたりした。両親は蚕をたくさん飼っていたので、朝早く出ていたことから私がそういう手伝いをしたときもあり、これもヤングケアラーかと今は思うのである。ご飯までは作らなかったのであるが、祖父が片手が効かないのでご飯を食べさせてあげたことがあった。

やはり、子供たちがそれを家でやるのはまだ当然のことではないかと思っていて、自分がヤングケアラーとは思っていないのかな、と思ったのであるが、その辺の乖離、先生と生徒の受け止め方が違うので、その辺は課長としてどう思うか。

学校教育課長：ただいまの戸部委員のご質疑にお答え申し上げます。

子供と学級担任とのパーセントの乖離という部分であるが、やはり発達段階であるということで、特に小学生が比較的、下の弟や妹の面倒を見ていることで自分もヤングケアラーなのではないか、というように見ているのではないかと、いうところで、そう回答した子供も多いような、それで数値が大きくなり逆に中学生の子になるとそういうふうになかなか認めたくないというか、そういうこともあるのかもしれないが、そういうことでヤングケアラーということ公表しにくくしている傾向があるようである。

逆に、学校担任が人数が違うのでパーセントが大きくなるのであるが、おそらくこのクラスにいるのではないか、という気付きがこの数字に表れているということで、逆にもしかしたらと思ってくださっている先生が多いということは、学校教育課とすれば、そういう目で子供たちをちゃんと見てもらっているという意識が高いというのはありがたいというふうに思っている。

無記名であるのであるが、数とすると2.1パーセントは市内で35名ほどということになるが、そのくらいの子供が自分はそうではないかと思っていると、そこが分かったということ。もしかしたらこのクラスにいるのではないか、と思ってくださっている先生方が、8クラスに1クラスはいるようだ、いそうだというふう回答してくださったので、そういう目で見て、今後も引き続き早期に気付き、早期に繋ぐという形を取っていただけると良いな、と思っているので、この乖離は、逆に先生方が高く出たということはあるのかな、というふう思った。

戸部委員：やはり子供たちがあまり言いたくないというような感じもあると思う。嫌だな、とかというような感じで、あまり家の中のことはあまり言いたくない、というような感じがあると思う。

でも、やはり本当に大変な子供もいるかもしれない。夜はご飯の支度を片付けたり、色々な仕事を手伝ったりしている子供もいるかもしれないので、それを先生などが把握してもらいたい。

その辺の実態の把握というのは分かったのであるが、そこから一步二歩踏み出して、子供たちをしっかりと支えていただきたいな、と思うのであるが、その辺のヤングケアラーに対しての対策であるとか、これからの連携であるとか、そういうものをしっかりとしていきたいという気持ちがあるのであるが、その点いかがか。

学校教育課長：ただいまの戸部委員のご質疑にお答え申し上げます。

委員がおっしゃるように、学校でこの調査で把握したものをどう活用するとか、もちろん学校だけでは解決できないものもあるので、関係機関と十分連携できるような形でこちらの方も働きかけていきたいと思っている。

実際に、今後の対応の中でも市の校長会、9月の校長会ではこちらの結果を開示して、これだけ市の中でいたということを伝えたり、学校の方でも生徒指導主事主任や、あとは県の方の専門家であるスクールソーシャルワーカーであるとか、そういった方々に繋げるような形で働きかけていきたいと思う。

市内でも、子ども課の要保護児童対策地域協議会というところの部分でも連携していきたいと思っているので、引き続き早期の気づきをきめ細かな支援に繋げるように取り組んでいきたいと思っている。

戸部委員：やはり助けを求めている子供たちがいるかもしれないので、その辺はしっかり先生方、地域の人たちが見ていただき、地域の人たちも民生委員なども入れた方がいいと思う。民生委員は家庭を訪問したり、児童委員などもいるので、地域の方はその家庭環境などはやはり分かるので、そういう人たちがしっかり声を聞くような感じでその連絡対策協議会みたいなものを沼田も立ち上げた方がいいのかなと思うのであるが、その点について最後お願いします。

学校教育課長：ただいまの戸部委員のご質疑にお答え申し上げます。

高崎市の方については、この政策を調べ、聞き取ったことで分かったことは、高崎市は独自にヤングケアラーの推進の係を作って動き始めているようである。ただ、前橋市や渋川市の方に聞いたところ、既存の組織がうまく情報を共有することで何とか個別に対策を取っていただいているという方向であることが分かり、沼田市としても今のところはこういう調査の結果を基にこの気づきをうまく他の方と連携を取って、もし特定されたら速やかに個別に対応を取っていききたいと思うので、今のところ一つの組織をどうこうというよりも、この調査をうまく活用していくという方向で考えている。

委員長：ほかに。

金子委員。

金子委員：数字を見て本当に驚いているのであるが、学級担任から見て12.5パーセントということは、これは203人という計算でよろしいのか。203人になると思う。今、計算機を叩いてみたら、203.3人、小学校は42.6人、中学校が158人、約200人である。200人。

学校教育課長：担任が80人のうちの12.5パーセントということなので、実際は。よって、先生とすると、10人の方がうちのクラスにいるのではないかと答えている

いうことである。実際は10クラスということになる。

金子委員：数字の見方を間違えていて、実態調査の結果であるが、今戸部委員の質疑にあったように、児童生徒本人たちが自分はヤングケアラーだと思っている数字と、学級担任が思っている数字と乖離しているのであるが、この数字が実際には2.1パーセントの方が35人いるとおっしゃった。で、12.5パーセントの方は計算が違うのか。2.1パーセントの方は、小学生中学生それぞれの人数に3.6パーセント、1.3パーセントを掛けると22人と13人で合わせて35人になるのであるが。こちらの数字を見ただけでもびっくりしたのである。利根沼田にこんなにヤングケアラーだと思っている子供たちがいるのかと思ったら、本当に大変な事態だなと思ったのであるが。中学の方は見方が違うらしいので、私の計算が違っていたらしいのであるが、それなりの人数がいるということ。

この利根沼田の子供たちに、家族を支えなければいけないという状況の子供たちがこれだけいるということに、やはり教育委員会としてはどういう思いでいらっしゃるか、まずお伺いしたいと思います。

委員長：休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

学校教育課長。

学校教育課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

どのような思いかということであるが、国の調査では15人から17人に1人がヤングケアラーに該当しているというような厚労省の調査が出ており、本市とすると48人に1人ぐらいの割合である。国の調査よりは若干低い結果ではあるが、ただやはり実人数とすると35人はいる。もしかすると自分のクラスにもいるのではないかと回答した先生が10名いらしたということであるので、本当に支援が必要なお子さんが本市にもいるのだなということを改めて感じて、ここは孤立させないような、そういうような意識を教育委員会としても持っていく必要があるなと改めて強く感じたので、当然他の関係課、専門家に繋ぎながらこのアンケート結果なども早くフィードバックし、学校と関係機関とを繋いでいけるような取組をしていきたいと考えている。

金子委員：国が15人から17人に1人いるという調査結果なのであるか。私の周囲が幸せな人間ばかりなのであるのかなというところと、そんなにいるのかという思いと、両方なのであるが。

この数字に本当に驚いているのであるが、15人から17人に1人、こんなに苦勞をしている子供がいるなどということになれば、本当に国は本腰で、各自治体も本腰で対策をやらなければいけないのかな、という思いであるが。

もう1回、私の数字の見方が悪いのか、そののところ。15人から17人に1人いるということであれば、クラスに2人いる計算になってしまうであろう。日本の社会はそんなになっているのかな、という思いであるが、申し訳ないが私の数字の見方が悪いのかもしれないので、もう一度教えていただきたい。

学校教育課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

厚労省の調査の中では、小学校6年生の約15人に1人が、6.5パーセントくらいが家族の世話をしていると回答しているということになっていて、中学生、高校生は17人に1人ぐらいの5.7パーセントという調査が出たということ

あった。本市ではということで、予備調査で無記名で取ったところ、子供たちは1,627名の母数の中のパーセントが2.1パーセントで、数にすると35名になる。学級担任の調査であると80名になるので、数にすると10クラス10名の先生が自分のクラスにはいそうだと答えてくださって、小中でこちらは中学校の方が数が多くなっているの、中学校の学級担任の8名くらいが自分のクラスの子供の中にはいるかもしれない、というような気付き、小学校は2名くらいであるが、そういう形の気付きということで、教員と子供の数が違うのでパーセントに若干違いが出てしまっているのであるが、ただいずれにしても教員の方がもしかしたら自分のクラスにいるのではないかと回答した人が特に中学校で多いということは、やはり子供たちは言わないがもしかしたら、と考えている先生がいるということで、逆にこの気付きをうまく今後の支援に繋げていきたいなと思っているところである。

国の調査の部分と本市の調査の部分と、子供の数と先生の数と違っているの、パーセントがそういう形になってしまったのであるが、ご了承いただければと思う。

金子委員：了解した。

学級担任の方は、母数を私が間違えていて、教員の母数の方で計算しなければいけなかったところを間違えていた。

いずれにしても本当に驚くべき数字であり、先ほども申し上げたとおり、私の孫たちを見ていても本当に幸せな境遇でいられるのだなど。改めて本当に驚いているのであるが、今後の対策というのが3番になるので、以上を確認させていただいて質疑を終わりにしたいと思う。

委員長：副委員長、代わっていただきたい。

副委員長：はい。委員長。

委員長：私の方からもいくつか質疑をさせていただきたい。

まず、この調査をされた背景というか、なぜ調査をしたのか。こちらの委員会ではヤングケアラーについての実態はどうなのかということで調査課題とさせていただいたのであるが、それによって行われたのか。又は担当をされたのが子ども課ということであるが、子ども課の対ヤングケアラーの方針としてたまたま委員会との調査が時期的に一致し、このような結果になったのかという、調査した背景というか、それについてまずお答えいただきたい。

それから、調査内容についてであるが、2項目について調査をされたということであるが、このほかに調査課題、調査項目はなかったのか。この調査をした2項目だとすると、調査項目を決めたのはどちらなのか。多分、学校教育課と子ども課で相談をして決めたのだろうが、どことは私は分からないが、例えば他の市町村でもこういったアンケートというのは実態把握のためになされているのだと思うが、この調査項目を決めるに当たって、そういった既になされたアンケートを基にしてそれを参考としてなされたのかどうか。

この2点をお聞きしたいと思う。

学校教育課長：ただいまの委員長のご質疑にお答え申し上げます。まず1点目の調査のこの背景であるが、本市の教育行政方針の中でも、地域の連携という中で不登校、問題行動、貧困問題などというところで、ヤングケアラーの話も話題になっているので、是非そういう気付きもしていただきということを今年度も周知していた。

生徒指導主事主任会でも、学校の中にいけば是非早期に繋いでくださいということはお伝えしていた。よって、ヤングケアラーのことが学校教育課の方として

も課題というところでは感じており、調査事項のこの背景の中では、学校教育の課題に感じている部分があり、子ども課の方でヤングケアラーの実務者会議もあつたのでお話ししたところ、子ども課の方でもヤングケアラーの実数をまだ取っていないということが分かり、それならばどう取るかという、国の方も色々な数が出ているので本市でもどう取るかという話の中で、一人一台の学習用コンピュータを活用すれば学校ですぐウェブでアンケートできるので、学校で取れるようにしようということになった。

よって、調査の背景とすると、お互い教育の方も福祉の方もやはりヤングケアラーについての課題意識を持って調査をした、という形で良いかと思う。

実際、学校教育の方は、気付いた先の支援というのが主な役割にはなるのであるが、気付きのところではまず学校教育課に関わるということになるということで、このような調査をさせていただいた。時期としてもどのタイミングかというところではあつたが、夏休みの前の方がある程度良いだろうということになったので、7月の1日から15日までの学期末というところでさせていただくと、ある程度この調査の結果とかのフィードバックも今年度中にできるだろうということになったので、この時期にさせていただいた。ちょうど良いタイミングというか、いろいろなところの中でこの時期の調査に至ったということでご了解いただければと思う。

調査の内容については、実は昨年9月に前橋が同じように学習用コンピュータ、一人一台の端末を使い家庭で調査をしたという結果があり、その調査があつたということで、前橋が先行事例ということもあつたので前橋の方で担当をした青少年の課の方かと思うが、どのような調査をやつたのかと伺つた中で、その内容の何を質問するかということも参考にさせていただいたのであるが、大元は厚労省のものの中から抜粋したものである。学校でやる調査ということと、小学校5年生以上ということを考えていたので、本当に少ない項目でできるものというふうに考えたのであるが、あなたはヤングケアラーに当てはまりますかとか、聞いたことがありますかとか、他にも自由記述でどう考えますかということを開いたり、あとは学校や家庭でどんなことをしていますかということも選択できるような項目を設けた。学校や学年を抽出するので全部で8項目くらいを選択する形の調査方法でやつたのであるが、そのようなものを使わせていただいたというのが、ある意味前橋のウェブでの調査のやり方と、あとは厚労省がやつた国の調査項目からも本市に必要な情報を抜粋したという形で、ご理解をいただきたいと思う。

委員長：当委員会でも話題になって、子ども課又は学校の方でも課題になっていたということで、全国的にマスコミ等が取り上げているということもあつて、話題になっているということは理解できた。具体的に少し県とか国とかの方針ということが出たのであるが、具体的に子ども課なり教育委員会なりにこのヤングケアラーの対策を立てなさいとか、検討しなさいとか、そういう具体的な指示なり指導なりは来ているのかどうなのか、お聞きしたいということと、それから要保護児童対策地域協議会というのが名前が出ているが、これの構成メンバーというか構成団体というか、これをお聞きしたい。

それから二つ目のアンケートについてであるが、8項目のアンケート調査をして、そこから二項目について報告されたということなのであるが、私はこの二項目だけ見て非常に驚いた。小学生に直接、まさか、あなたはヤングケアラーに当てはまるかと聞いて、すごく乱暴な質問であるなと思った。そして小学生がその

ヤングケアラーという言葉を知ったことがあるというのが39パーセント、40パーセントに満たないくらいであるが、これから推し量ると、実際に当てはまる子供というのは、この3.6パーセントの倍、7.2パーセントいるという計算になる。半分はヤングケアラーという言葉を知らないわけであるから。自分がヤングケアラーであったとしても、ヤングケアラーの自覚がないわけであるから。質問項目をすると少し乱暴な質問の仕方ではないかなと思って驚いたのである。

その他にヤングケアラーの実態を知るための自由記述のアンケートもされたということなので、その点ある程度、それでもヤングケアラーの実態を把握できるのかなとは思ったのであるが、その辺の残り6項目はどのようなことを聞いたのかなと関心を持ったところである。設定項目について、私が思ったような疑問というのはアンケートを作成する段階で抱けなかったのかどうなのか、お伺いできればと思う。

学校教育課長：ただいまの委員長のご質疑にお答え申し上げます。

まず、要保護児童地域対策協議会のメンバーであるが、福祉事務所長が会長となり進めている組織ということで、こちらの方のメンバーとすると、代表者会議というところでは県の方の保健福祉関係の担当者であるとか、市内の教育、福祉、学校関係、何名かがメンバーになってこのような虐待や子供の問題などを協議する機関である。実務者会議というところでそれぞれの担当が月1回程度協議する機会があるので、こちらの方が虐待だけではなく若者の介護についても主でできるのではないかと考えているところである。こちらの方は国の方の指示等という部分なのであるが、本来子供が子供として生活できる権利を制限されてしまうのではないかと、というのがヤングケアラーの問題であるので、そういう意味では一つの課で解決できる問題ではないからこそということで、国の方からも色々な所と連携してこのような子供たちを早期に発見し、早期に支援して欲しいという通知等が出ている。こちらの方が多機関多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルというような通知の中で、特に学校教育は気付きの部分が子供たちの姿から見つけやすい機関であるので、他課、他のところとも繋いでくださいという形の通知が国の方からも出ていた。よって、本市においてもいろいろなところで、教育分野だけではなく児童福祉等を含めて連携していこうという形なのである。

アンケートをするに当たって、前橋市に聞いたところ、いきなりアンケートを取るというのもやや乱暴であるので、ある程度丁寧な進め方が良いという助言をいただき、まずは校長会、協議会等へも説明をして、このような調査を市の方でしたいので是非協力をお願いします、ということをお願いしたのであるが、まずは学校だより等で保護者の方に、端末を使うので学校でこのような調査を5年生以上に実施するという説明をしていただき、また子供たちにも担任の先生の方から、こういうのがヤングケアラーという子供たちであり、ニュースでやって社会問題にもなっているので、市の方でも調査をするから是非正直に、無記名であるので正直に回答をして欲しい、という形で、いついつ調査をする、ということで調査をさせていただいたので、ある意味ヤングケアラーというのはこのようなものであるのだというイメージをしながら5年生以上に調査をさせていただいたということである。よっていきなりこの調査を突然行ったわけではないということ、事前に説明をし進めさせていただいたところである。

委員長：そうすると、アンケートを取るに当たって前段にヤングケアラーとはこういうものであると、授業なりどういう形でやったかは分からないが、ある程度基本的な考え方なり知識なりを子供たちに教えるというか、共有する時間を持ったとい

うこと、その上でアンケートを取ったということであるが、それにしては調査結果の中で、②の方でヤングケアラーという言葉を知ったことがあるか、との問いに対して、ある、という答えが来たのが39.2パーセント、40パーセントに満たない数字が出たということなのであるが、納得がいかないかな、という感じがある。それなので、ヤングケアラーという言葉を知っているのが10人のうち4人しかいないところで、あなたはヤングケアラーに当てはまりますかと聞いたのだとしても、実態把握は無理なのではないかと素直に思ったものであるので、そういう前提の話聞いていなかったの、そのような感想を述べさせていただいた。それは私の感想であるので、それはそれで結構であるので終了する。

他に1と2の項目について質疑はあるか。

(挙手者なし)

委員長：なければ3と4の高崎市の支援対策の状況であるとか、今後の状況について質疑を受けたいと思う。

戸部委員。

戸部委員：沼田もこれだけの実態調査で出てきたので、やはりこれからは何かしらの対策を練っていかねばいけないのではないと思うのであるが、高崎などは私の知人が議員をしているので言っていたのであるが、子供に代わって家事や介護を担うヘルパーなどを無料派遣するとか。両親が離婚していて母親だけがいて、夏休みなどは幼い兄弟のためにお昼を作ったりとか。そのように大変な家、離婚率がすごく高いので母子家庭がかなりいると思う。そのような家庭において、小さい子どもたちの兄、姉が食事を作ったりと、そのようなところにも目を配った方が良く思うのであるが。やはりそれは、子ども課とか教育委員会とかで実態調査をしっかりとやらないと。このようなことは、子供たち自身は言いたくないのである。生徒の前や先生の前では。結構隠したいのである。

そのような状況について、地域の人たちが、民生委員とかが地域でしっかりと見守っていただきたい気がする。そうでなければ、ヤングケアラーの子供たちというのはなかなか把握できない。その辺の対策をこれからしっかりとやっていかなければ、かわいそうな子供たちがたくさん出るようなことになると思うので、その辺をしっかりと協議していただきたいと思うのであるが、その辺いかがか。

学校教育課長：ただいまの戸部委員のご質疑にお答え申し上げます。

今後の対策についてであるが、教育委員会としても、見守り体制を含めて、厚労省のこのリーフレットにあるように、一人で頑張らないで誰かを頼っても良いのだと、この調査自体もSOSが出せるようなきっかけを作る目的もあるので、早く気づき早く繋ぐ、自分ももしかしたら一人で抱えないで他の人に相談して良いのだという気持ちを持てるような機運を醸成しながら、是非地域の民生委員児童委員を含め、地域ぐるみで子供を育てられたらいいなと思うので、そのような形で連携していければと思うし、校長会等も通じて是非この結果等も活用したり、要保護児童対策地域協議会の方でも話題にしていければいいと思っているので、引き続きよろしく願います。

戸部委員：ヤングケアラーではないかというような、気づききっかけの例というのが先日出ていたが、学校や保育所などで、本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である、遅刻や早退が多い、保健室で過ごしていることが多い、幼い兄弟の送迎をしていることがある、地域において学校に行っている時間のはずなのに学校以外で姿を見かける、毎日のようにスーパーで買い物をしている、生活のためにアルバイトをしている、病院や診療所などで家族の付き添いをしてい

る姿を見かけることがある、このような例もあるので、やはり地域でしっかり見守っていかないと駄目だと思う。本当にそういう辛い子供たちがいるので、もっとしっかり、教育委員会だけではなく、子ども課だけではなく、民生委員や福祉関係の人たちとも連携をしながら、高崎ではないが本当に支援をするような、2時間程度で無料で食材を作ってあげるとか、本当に細かい配慮までしていかないと母子家庭などで小さい子供、幼幼介護ではないが、幼い子供が幼い子供を介護するようになることもあるので、本当にその辺をしっかりやっていただきたいと思うのであるが。

早急に対策協議会みたいなものを作った方が良いのではないかと思うのであるが、その辺について課長より意見があったら願います。

学校教育課長：ただいまの戸部委員のご質疑にお答え申し上げます。

この結果を子ども課の方にも提供しているので、委員がおっしゃるようにこの気付きを素早い支援に繋げていくような形で取り組んでいきたいと思うので、ご理解いただければありがたいと思う。

戸部委員：地域には本当に大変な子供がいるので、これは絶対に隠れているだけでかなりいると思う。私は。その辺も、やはり地域とか学校とか社会で見守ることを切に願ひし、終わる。

委員長：ほかに。

金子委員。

金子委員：今後の対応ということで、今戸部委員がおっしゃったとおりだと思うが、今回のこのアンケート調査が無記名で行われているので、実態の把握であるが、もちろんこういった案件は守秘義務というものが掛かってくると思うのであるが、民生児童委員にまでどうやって情報を伝達するかということも、これは大事な案件になってくると思う。名簿を作る以外ないのかな、という思いもするのであるが、もちろん守秘義務をかけた名簿であるが、そういったご検討はされているのか。

学校教育課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

委員がおっしゃるように、そこが一番難しいところであり、無記名だからという気持ちで答えていただいている調査の結果であるので、特定できるかということと、特定できた場合にその子供が、その家庭がどのようなニーズを持っているというところも踏まえながらの具体的な支援ということになると思うので、これを一つの気付きにして本当に支援が必要だという、SOSが出た家庭に手を差し伸べられるような支援を他の関係各課と連携しながら考えていきたいと思っているので、委員がおっしゃるようにここが本当に難しいところである。

金子委員：SOSが出たら、というお言葉があったが、SOSが出た段階でもう遅いなどということがないように、本当に子供について関係課、民生児童委員、学校関係者、先生であるが、そのことと本当に連絡を密に取っていただいてしっかりと対応していただきたいと思うが、最後にもう一度願ひする。

学校教育課長：ただいまの金子委員のご質疑にお答え申し上げます。

情報を子供一人ひとりに応じた家に繋がられるような形で引き続き取り組んでまいりたいと思うので、この結果を学校に下ろしながら素早い支援に繋げていきたいと思っているのでよろしく願ひする。

委員長：ほかに。

(挙手者なし)

委員長：よろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：それでは、次の教員の健康管理状況と働き方改革の検討状況について、報告していただいたので質疑を受けたいと思う。

これはなかなか区切りが付けづらいので、全般にわたって質疑を受けたいと思う。

(挙手者なし)

委員長：それでは、私から良いか。

副委員長：はい、委員長。

委員長：それでは、1のLのところであるが、タイムカード的なものがあるが、報告することになっているということを報告していただいたと思うのであるが、その辺もう少し具体的に説明を、私の聞き漏らしかもしれないが、もう少し具体的にお聞きしたいなと思ったものであるのをお願いできればと思う。

学校教育課長：ただいまの委員長のご質疑にお答え申し上げます。

こちらの報告の中身であるが、教職員は基本的に月45時間以上を超えないようにしようということがガイドラインに示されているので、その月で45時間を超えた先生について報告する形を取っている。45時間以上働いたという先生は、各学校でいけば全て毎月毎月報告することになっている。80時間を超えた場合は、月ごとのどういう業務で超えたのかということも含めて報告することになっているので、そのような県の報告、市の方でもそれを定めているのでそれにしたがって各学校が報告するという形になっている。

委員長：45時間と80時間の二つの分けがあって報告されるということであるのだが、それでもし、把握されていけば良いのであるが、その報告状況。沼田市における小学校と中学校の教職員の中で毎月県にどの程度の報告が、45時間を超えた人が何人くらい、80時間を超えた人が何人くらいという、お手元に資料があれば教えていただきたいと思う。

学校教育課長：ただいまの委員長のご質疑にお答え申し上げます。

月によって多少業務が違い、ばらつきがあるが、県の方のまとめが教育委員会にも情報提供されるので、例えば、5月ぐらいであれば県の方でも4割くらいが45時間を超えたという形になっており、そのうち1割くらいは80時間を超えている。市の方も大体同じような報告となっている。市の状況については、現在手元に資料がない。

委員長：県の方に報告というのは、一旦市の方で集約してから行くのか、それとも学校の方から直接上がって行って、県から市の方に結果が出てくるのか。どちらかなのか教えていただきたいのと、その結果に対してどのような形で現場にフィードバックをされているのか。教育委員会としてそこに何らかの指導といったものを加えていくのか、その辺のことを教えていただければと思う。

学校教育課長：ただいまの委員長のご質疑にお答え申し上げます。まず手順とすると、学校から教育委員会を経由して県の方に上げるという手順を取らせていただいている。

フィードバックについては、校長会を通じて繰り返し各学校での働き過ぎの労務管理を含めてやるようにということで、教育委員会としてもフィードバックするという形を取っている。併せて時間が超える前に、例えば部活動の仕事を少し副顧問の先生に任せて総時間を超えないようにするような取組の例も紹介しながら校長会に下ろしており、フィードバックというところでは、超えるのを未然に防止するというところも含めて学校の取組なども紹介させていただいているとこ

ろである。

委員長：了解した。

ほかに。

委員長：副委員長。

副委員長：今、委員長が質疑したことに関連するのであるが、勤怠管理システムについてであるが、個々の先生が別々の端末で入力をするのか、1台の端末を共有して入力して上司の校長先生や教頭先生がチェックをしているのか、その辺を教えてください。

学校教育課長：副委員長のご質疑にお答え申し上げます。

このシステムについては、フェリカカードというものをかざす場所があり、そうすると全て自動的に出勤、退勤が管理できるようになっており、権限の中で校長とかが全ての先生の状況が見られるものである。教頭先生などが少し働き過ぎではないかということになれば、声を掛けたりとか、校長先生も含めてであるが、部活の顧問の先生の仕事を替えるとかなどの配慮をしている。

そのような形で、権限で全員の状況を見ることができると、一人ひとりが各々見られるシステムがあるということでご理解いただければと思う。

副委員長：市役所と違い、そういったタイムカード的なもので管理できるということで、有効なのかな、と感じる。

その勤怠管理についてであるが、勤怠管理以外、俗に言うサービス残業、民間で言うサービス残業だとか、先生方の持ち帰り仕事などについては把握されているか。

学校教育課長：ただいまの副委員長のご質疑にお答え申し上げます。

持ち帰りについても、提言の中にも触れられているように、管理職が把握するような形を取るとすることで学校の方にも校長会で示しており、持ち帰るときにはこういう仕事で持ち帰る、と一言言い、持ち帰らざるを得ない場合には持ち帰るとすることで、基本的には個人情報ではない仕事の中で、ということにはなるかとは思いますが、そのように把握しているところである。

副委員長：持ち帰り仕事をもち帰り、労務時間にカウントされているのかな、というのがとても心配なのであるが、そういった中で教員の方々が学校で労務に関して過労度とかメンタル面に関して手を挙げ、教頭先生、校長先生に相談して校長会で上がってくるのだと思うのであるが、その教員の方が校長先生や教頭先生を飛ばして教育委員会とかに相談するような窓口というのはあるのか。また、是非そういったシステムを作っていただきたいのであるが、その辺に関して課長のお考えをお聞かせいただきたい。

学校教育課長：ただいまの副委員長のご質疑にお答え申し上げます。

もちろん、教育委員会でも相談窓口はあるが、基本的には管理職が一人ひとりのメンタルヘルスも含めて把握し、早めに声を掛けたり、実際の業務も改善していくという形でやっている。

本年度は、衛生推進者というものを各学校に位置づけるように指導したところであり、養護の先生とか、資格を持った先生が少し早め早めに声かけをしたりとか、組織としてうまく機能できる形でこれからも指導していきたいと考えているので、窓口はいろいろなところにある、ということでご理解いただければと思う。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、質疑を終了する。

それでは、学校教育課について、意見の交換を行いたいと思う。何か調査事項の提案なり、意見等があったらお願いします。

金子委員。

金子委員：沼田小学校における事故のその後の経過についてであるが、まだ入院されているということで本当にかわいそうだなと思うのであるが、学校保険の方の関係とか、それから補償、損害賠償が出るのか。今後、寄り添う対応をしてくださると答弁はいただいたが。

それから、警察の方の捜査がまだ途中だということで、その後の処分が下されるのかと思うが、是非次回の委員会でまた経過報告をして欲しいと思うのだが、よろしくお願いします。

委員長：沼田小学校における事故について、次回も経過報告をお願いしたいということであるが、よろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：ほかに。

青木委員。

青木委員：私の方からちょっと、また教えていただきたいのであるが、小中学校での子供たちの図書館での本の利用頻度、今は活字離れをして久しいということがずっとあるが、今はゲームがあったりスマホがあったりで、読書をしていない子供が多いということで、文科省の方でもとにかく子供の読書推進活動と言われているし、同じように子ども読書の街ということで文科省が10市町村をモデル地域に指定し、群馬では伊勢崎市が入っているが、本を読むことによっていろいろな知識を学び、特に頭の柔らかい小学生、中学生というのはとてもそれが大事だと思う。

私が以前いたさいたま市では、全小中学校に図書館司書を配置し、実際に読書の時間というのが週に一度あった。小学校、中学校もそうだが、読み聞かせをやったりと、とにかく読書に触れるということを積極的にやっていたのであるが、沼田市の方では今どのような状況なのか。

例えば、沼田市と、実際に学校別のものがもし分かればということと、あとは県との比較、おそらくそれによって学力、本来教育というのは平等でなければならないのだが、そこで格差がついてしまうと。人間としての格差というのが、知っている、知らないの格差というものもあると思うが、できる範囲で結構であるが、今、沼田市内の小中学校の図書館の利用率、学校の先生方の読書を広めるための取組というものが分かれば教えていただきたいと思う。

委員長：小中学校の図書館利用というのではなく、読書量か。どちらか。図書館利用ということでよろしいのか。小中学校の図書館利用と小中学校における子供たちの読書拡大に対する市の取組、そういうことでよろしいか。

今、二つ読書について意見が出されたが、何かあるか。

教育部長：委員長、確認させていただきたい。

委員長：はい、休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

特に反対はないので、それでは、小中学校における図書室の利用状況、それと小中学生の読書推進のための取組状況について報告いただきたいと。

ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは私の方から一つ。

先ほど、ヤングケアラーの実態調査のことで2項目について報告があったのであるが、実際に聞いたらもっと多くて、8項目くらいあるということなので、この8項目全部について調査結果を今回と同じように報告していただきたいと思うのであるが、かなり興味のあることだと思うので。

2項目だけ、確かに一番興味のある項目であるとは思うが、それが導き出される背景というのが6項目の中に潜んでいると思うので、是非全項目についてアンケート結果を提出していただければと思うのであるが、皆さんいかがか。

(挙手者なし)

委員長：では、その項目も取り入れるということで。

ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、教育部全般についての意見交換及び調査課題の検討に入りたいと思う。

何かあるか。

(「なし」の声あり)

委員長：よろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：それでは、学校教育課長、お疲れ様でした。長時間にわたり感謝する。

教育総務課長：委員長。

委員長：はい、教育総務課長。

教育総務課長：前回の委員会で、戸部委員からの、給食の配送は運送業者に依頼すべきではないか、というご意見をいただき、確認した内容をご報告する。

貨物を運送する車両は、事業用貨物自動車と自家用貨物自動車の2種類に分けられる。貨物自動車運送事業法第2条の2では、一般貨物自動車運送事業が定義されている。一般貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ有償で自動車を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう、となっている。いわゆるこれが緑ナンバーの車両になる。

沼田市の学校給食センターの場合は、民間事業者が学校給食センターで給食を調理し、その給食を配送しているため、いわゆる白ナンバーの自家用貨物自動車での運送が可能となる。運送を別の事業者が行うということになると、当然緑ナンバーの車両で運送する必要がある。

教育委員会としては、給食の調理と運送、つまり配送であるが、これを一体的なものとして捉えているので、調理運送を一括して契約することが効率的であると考えている。そのようなことから、白ナンバーでの配送を行っているということでご理解をいただければと思う。

教育総務課からの報告は以上である。

委員長：戸部委員、質疑があれば。

戸部委員：1点だけよろしいか。

給食を作っているところが責任を持って運ぶ、やはりそれは私は一番良いと思う。その連携になっているので、安全安心であるとかも、やはりそういうことに繋がるので、それが一番良いかなと思ったので、その質疑をさせていただいた。それが一番よろしいかと思う。

委員長：それでは、今、配送について前回の補足的な答弁があったが、皆さんよろしいか。

(挙手者なし)

委員長：それでは教育部を終了する。

次回の事務的な連絡があったら事務局にお願いする。

事務局：それでは次回の委員会について申し上げます。

次回の委員会については、正式には議会運営委員会で決定されるが、委員会付託議案審査及び請願審査の案件が生じた場合、9月の定例会会期中に開催されるのでよろしくをお願いします。

なお、例月の委員会としては、10月11日火曜日、10日が祝日となっているので、祝日明けの火曜日となるが、午後1時半からこちら第2委員会室にて開催ということをお願いしたい。

なお、10月の委員会については、教育部から総務部の順ということをお願いしたいと思う。よろしくをお願いします。以上である。

委員長：それでは、教育部を終了する。教育部長、両課長、ご苦労さまでした。長時間にわたり、感謝する。

(教育部長、教育総務課長、学校教育課長退席)

ウ 調査事項検討等・意見交換

委員長：当常任委員会の次回の調査事項等を確認したいと思うので、事務局よりお願いします。

事務局：それでは、結構多かったので漏れがあるかもしれないのでご指摘をいただきたいと思う。

まず、総務課のところであるが、公金外現金取扱要領の関係であるが、その要綱について書面で提示を願う、というのが1点あった。

それと、その要領の再検討経過について報告を、ということでもう1点あった。

三つ目として、市の職員の方がその公金外のものを取り扱わなければならない、そのやむを得ない状況とはどのようなものか、ということがあったかと思う。

総務課についてはその3点であった。

それと、地域安全課のところ、これは積み残しというか、先日の大雨による災害の復旧の状況について確認が取れていないということであったので、次回、その復旧の状況について一覧的なものになると思うが、その報告を、ということが積み残しとして1点あったと思う。

それと、これも地域安全課であるが、FM-OZEと市との協定、連携内容について資料提供を願う、ということが1点あった。電源については。

副委員長：それは出てからで良い。

事務局：はい。

それと、FMラジオの普及について益々の努力を願うとともに、その普及率についての報告を願う、ということがあった。

委員長：ちょっと待つて欲しい。FM-OZEとの連携、協定というのは、災害時という文言が入るのではなかったか。

(「災害時である」の声あり)

事務局：申し訳ない、もう一度申し上げます。

FM-OZEとの災害時の協定、連携内容について資料提供の上報告を願う、

でよろしく願います。

次に、財政課のところであったが、サラダパークの利活用の進捗状況について、ということであった。

それと、先ほどの学校教育課のところであるが、まず一つが、沼田小学校の事故に係る経過報告を願う、これは継続的なものであるが、それについて1点あった。

それと、小中学校における学校図書室利用状況について、そして小中学校における読書推進のための取組状況について、学校図書室関係についてはその2点があった。

最後に、ヤングケアラーに係るアンケート調査について、全8項目についての結果の報告を願う、ということがあった。

以上だったと思う。

委員長：今、事務局から報告があったが、漏れはないか。

(挙手者なし)

委員長：また事務局の方からLINEを通じて報告があると思うので、何か字句の訂正とか誤りがあればそのときに事務局の方にお願います。

エ 今後の日程について

委員長：それでは、今後のスケジュールについて事務局から願います。

事務局：今後の日程についてご説明する。

次回の委員会については、先ほど申し上げたとおりである。

今月であるが、12日金曜日、午前10時から広報広聴委員会が予定されているので、該当委員の方はご出席をお願いします。

23日火曜日、令和4年第4回定例会の告示、議案書配付である。

24日水曜日正午、一般質問の通告の締切であるので、よろしく願います。

25日木曜日午後1時30分から、議会運営委員会が予定されているので、該当委員の方はご出席をお願いします。

30日火曜日、午前10時から令和4年第4回定例会の開会となるので、皆さまのご出席をお願いします。

今後のスケジュールについては以上である。

委員長：ただいま事務局より今後のスケジュールについて説明があった。何か質問はあるか。

(「なし」の声あり)

(4) 閉会(委員長)

委員長：それでは以上をもって本日の総務文教常任委員会を閉じる。

長時間、午前中からの長丁場でお疲れと思うが、活発な議論に感謝する。

お疲れさまでした。

以上